

報告（1）

熊本県文化財保存活用大綱（素案）

熊本県教育委員会

目次

第1章 大綱の位置付け等	1
1 大綱策定の経緯と目的等	1
2 大綱の運用	8
3 大綱の対象期間	8
第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状	9
1 社会的背景	9
2 熊本県の概要（地域毎の特色）	13
3 文化財保護行政の現状	21
第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	27
1 基本的な方針	27
2 「文化財を次世代につなぐ」ための四要素と相関	28
3 個別方針	29
4 県と市町村の役割分担	31
第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	33
1 文化財をまもる	33
2 文化財を活かす	38
3 文化財を伝える	41
4 人・組織を育てる	43
第5章 県内の市町村への支援の方針	45
1 文化財をまもる	45
2 文化財を活かす	47
3 文化財を伝える	47
4 人・組織を育てる	48
第6章 防災及び災害発生時の対応	51
1 はじめに	51
2 各期における対応	51
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	58
参考資料	61

第1章 大綱の位置付け等

1 大綱策定の経緯と目的等

(1) 大綱策定の経緯と目的

文部科学大臣は、過疎化・少子高齢化の進展等といった文化財をとりまく状況の変化を受けて、平成29年(2017年)5月19日に文化審議会に対して「これからの文化財の保存と活用の在り方について」の諮問を行った。平成29年(2017年)12月8日に文化審議会から「文化財の確実な継承に向けたこれからこの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」として第一次答申が出され、平成30年(2018年)6月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布、平成31年(2019年)4月1日に施行された。

この文化財保護法の改正により、都道府県は文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取り組みを進めるうえでの共通の基盤となる「文化財保存活用大綱」を定めることができるとされた。これを受けて熊本県は、平成31年度・令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までの2か年間で教育庁教育総務局文化課が事務局となり、「熊本県文化財保存活用大綱(以下省略するとき「本大綱」という。)」を策定した。

熊本県における文化財保護行政の基本的方向性を整理するにあたり、人口減少社会への備えと文化財保護に係る危機感の共有、災害への対応、文化財の保存と活用のバランス、保存・活用に係る人材育成及び県と市町村の役割分担と連携のあり方を考慮した。検討作業は「みんなで作る大綱にする」を標語に進め、まずは地域の文化財の保存・活用の中心的役割を担う市町村の意見を聞くために、県内を6地域に分け地域毎に市町村担当者との意見交換会を行った。また、有識者等で構成する熊本県文化財保存活用大綱検討委員会を設置し議論いただくとともに、文化財保護審議会、教育委員会及び県議会教育警察常任委員会に検討内容を報告しながら策定作業を進めた。検討体制、スケジュール及び検討委員会委員は図1・2及び表1のとおりである。

【文化財保護法(昭和25年法律第214号)】

(文化財保存活用大綱)

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

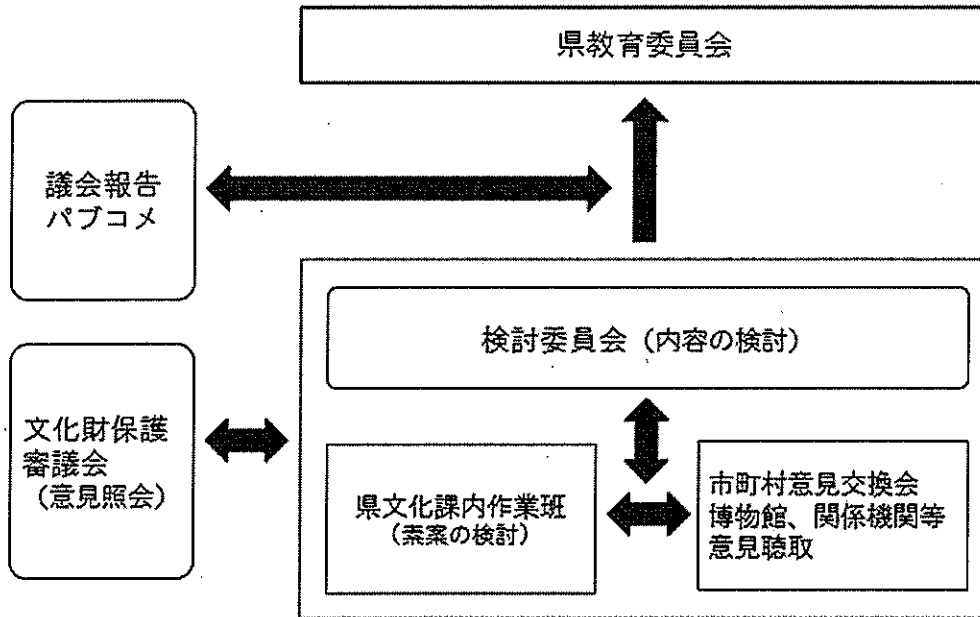


図1 検討体制

表1 熊本県文化財保存活用大綱検討委員会委員 (令和元年度・2年度)

氏名	所属・職名	備考
山尾 敏孝 (委員長)	熊本大学 名誉教授	建築－土木構造物 (文化財保護審議会会長)
服部 英雄 (副委員長)	くまもと文学・歴史館館長(熊本県 文化財保護協会会長)	関係団体
伊東 龍一	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	建築－古建築 (文化財保護審議会副会長)
稲葉 継陽	熊本大学永青文庫研究センター長 (教授)	美術工芸－古文書 (文化財保護審議会委員)
杉井 健	熊本大学大学院 准教授	記念物－史跡 (文化財保護審議会委員)
田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構 准教授	土木史、景観・まちづくり
林 将孝(令和元年度)	熊本市文化振興課 課長	行政(市町村代表)
北野 伊織(令和2年度) ※	熊本市文化財課 課長	
山崎 撰	八代市文化振興課 課長補佐(令 和元年度)、八代市立博物館副館 長補佐兼学芸係長(令和2年度)	美術工芸－無形 (文化財保護審議会委員)

※令和2年度の人事異動及び組織改正により交代

年度	月	日	大綱策定に向けた検討内容		
			各期の検討テーマ・作業内容	検討委員会・審議会等	意見交換会・研究会等
令和元/二〇一九年度	7	1	方針の検討	大綱の本文作成に向けた検討事項及び執筆内容(※1)	各期の意見交換会・研究会のテーマ・趣旨と実施の概要(※2)
	8	2	現状と課題の把握	【全体の構成・目次】 【文化財行政の現状と課題の整理】	【第1回】地域を知ろう、将来像を考えよう ※2-1 この地域に「とびきり文化財行政が盛んである」と感じていることは、どんな地域や文化財行政があるのか ※2-2 文化財行政の現状と課題の整理
	9	3	具体的な施策	【第1章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第2章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第3章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	【第2回】今後の自然を考えよう ※2-3 文化財行政の保存・活用方針 ※2-4 保存・活用方針の方向性 ※2-5 保存・活用方針の方向性
令和二/二〇二〇年度	10	4	本文の執筆作業	【第4章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第5章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第6章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	【第3回】みんなの意見を形にしよう(合同WS) ※2-6 各地域での意見を踏まえてすり合わせる ※2-7 各地域での意見を踏まえてすり合わせる
	11	5	本文と骨格の検討	【第7章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第8章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第9章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	
	12	6	本文(案)の検討	【第10章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第11章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第12章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	
令和二/二〇二〇年度	1	7	本文の執筆作業	【第13章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第14章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第15章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	
	2	8	本文の執筆作業	【第16章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第17章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第18章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	
	3	9	本文の執筆作業	【第19章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第20章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】 【第21章(保存・活用)の方向性に関する基本的な方針】	

図2 熊本県文化財保存活用大綱検討スケジュール

【「市町村意見交換会」について】

熊本県文化財保存活用大綱の作成にあたり、市町村の文化財保護行政における課題と意見を把握するため、事務局（県文化課）職員が地域（6地域、区分は後述。）を訪問し担当者の意見を聞くワークショップ形式の意見交換会を行った。

1回目と2回目は地域毎の課題等を詳細に聞き取るために地域毎の開催とし、3回目は全市町村を対象に1ヶ所に集まって文化財の保存・活用に関するテーマとした合同ワークショップを行った。3回目には文化庁の担当調査官及び熊本県文化財保存活用大綱検討委員会委員長・委員（一部）にも参加いただいた。

各回の概要については、以下のとおり。

《市町村意見交換会》

(1) 第1回市町村意見交換会

ア 日 時：令和元年（2019年）8月27日から9月2日まで

イ 場 所：6地域に分けた県内の市町村

ウ テーマ：地域を知ろう、将来像を考えよう

エ 内 容：各市町村の文化財や地域の特色、各市町村等で困っていることや課題

(2) 第2回市町村意見交換会

ア 日 時：令和元年（2019年）11月26日から12月10日まで

- イ 場 所：6 地域に分けた県内の市町村
 - ウ テーマ：今後の目標を考えよう
 - エ 内 容：「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」に関すること、「県内の市町村への支援の方針」に関すること、「防災及び災害発生時の対応」に関すること
- (3) 第 3 回市町村意見交換会
- ア 日 時：令和 2 年（2020 年）2 月 3 日（月）午後 1 時から午後 3 時まで
 - イ 場 所：県庁本館 8 階 801 会議室（第 3 回は合同で開催）
 - ウ テーマ：みんなの意見を形にしよう（合同 WS）
 - エ 内 容：これまでのふりかえり。ワーク①：文化財の活用、ワーク②：地域の魅力

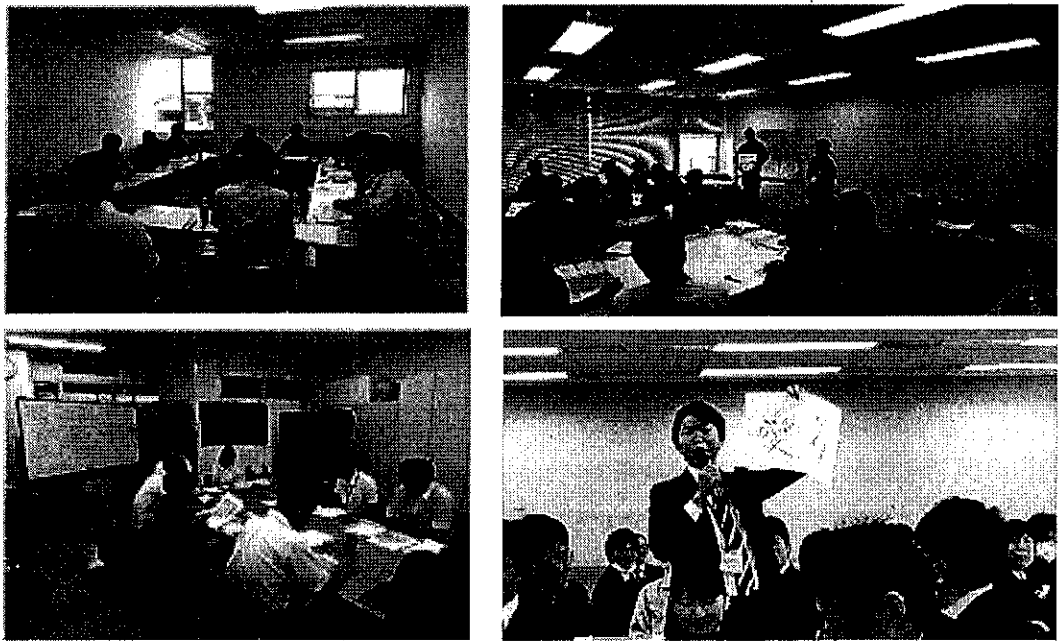


図 3 市町村意見交換会の開催風景

（左：第 1 回（上段：阿蘇地域 下段：八代地域） 右：第 3 回合同 WS（上下段とも））

(2) 大綱の位置付け

本大綱は、平成 30 年（2018 年）の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の改正により新たに制度化された法第 183 条の 2 の規定に基づき策定した。策定にあたっては、熊本県総合計画及び熊本県教育大綱並びに熊本県教育振興基本計画との整合性を考慮した。

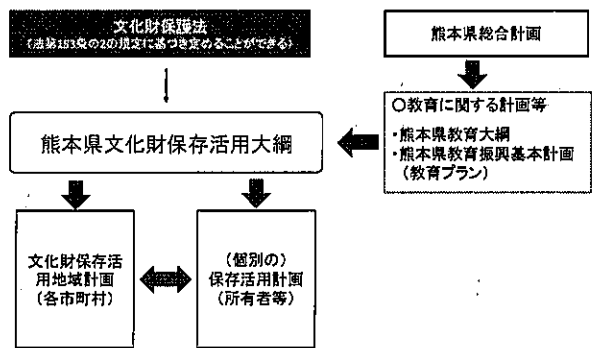


図 4 熊本県文化財保存活用大綱の位置付け

法改正では、市町村は都道府県が策定した大綱の内容を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を、文化財の所有者等は「保存活用計画」を作成することができるとされた。

なお、市町村においては、文化財の保存・活用に関する総合的な計画をあらかじめ作成しておくことが望ましいとされている。

【文化財保護法（昭和25年法律第214号）】

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の2 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

（3）本大綱の対象とする区域及び文化財

本大綱の対象区域は熊本県内とし、対象とする文化財は法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6類型並びに法第92条の土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）及び法第147条の選定保存技術とする。これらには、法及び県・市町村の条例で指定・選定・登録・選択（以下「指定等」という。）として保護措置が図られている文化財（以下「指定文化財等」という。）のみならず、地域の中で大事に守られ一定の価値が認められるものも本大綱の対象とする。

なお、文化庁の指針¹⁾では指針の対象とする文化財について、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。」とされており、今後、市町村が地域計画を作成していく際にそれらを対象として位置付けることも可能である。

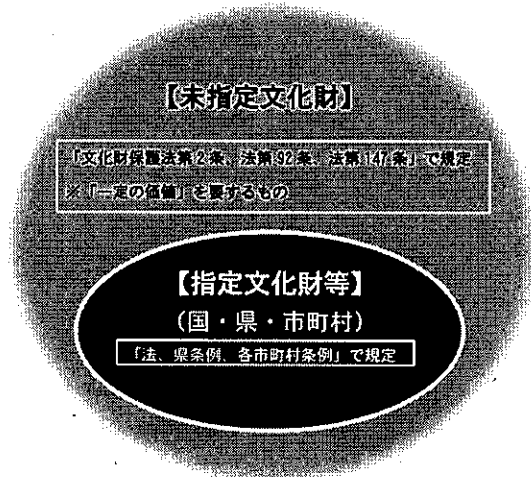
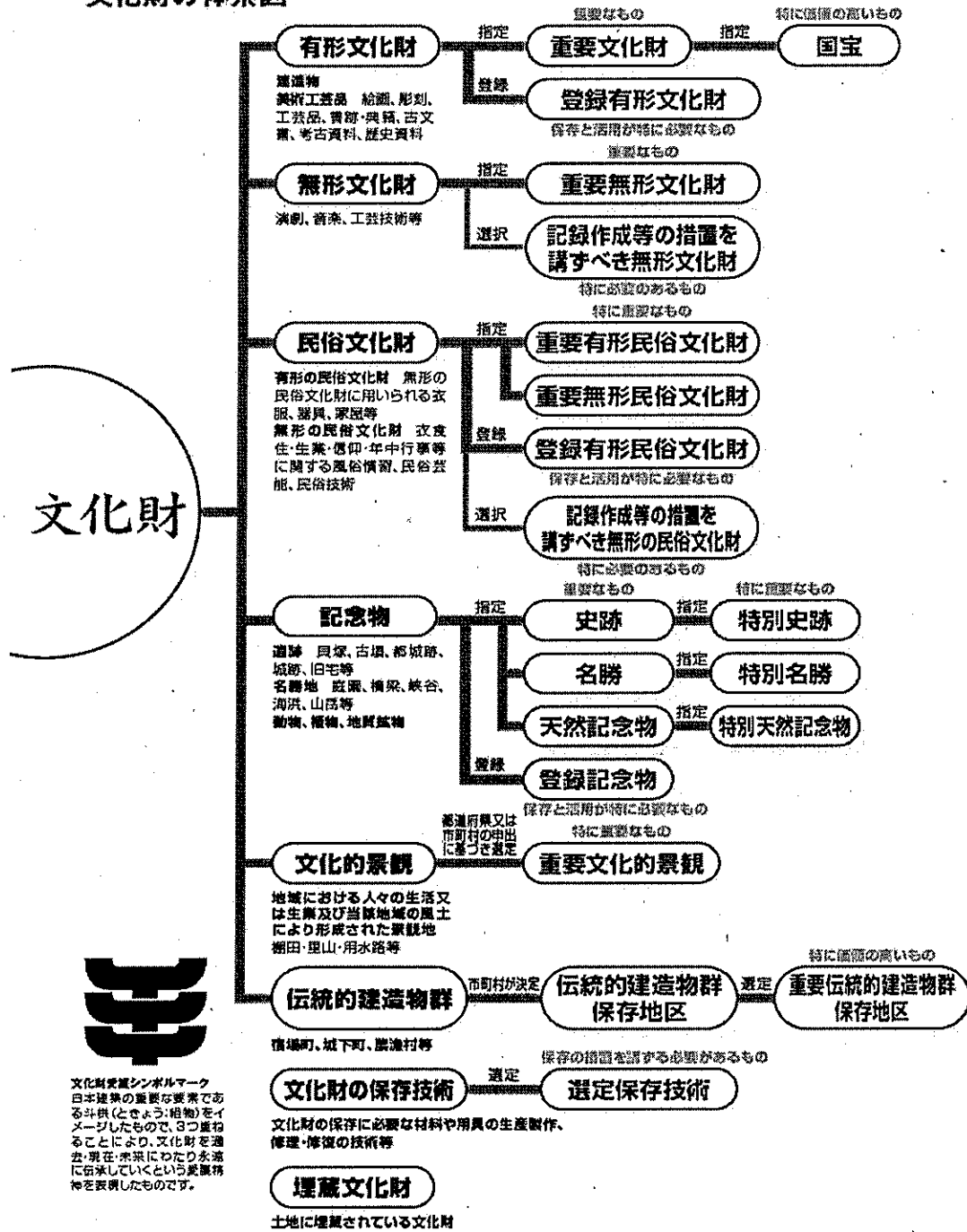


図5 本大綱の対象とする文化財

1) 『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』平成 31 年 3 月 4 日, 文化庁

文化財の体系図



文化財愛護シンボルマーク
日本建築の重要な要素である斗拱(とせう)・組物(くも)をイメージしたもので、3つ重ねることにより、文化財を護ることに、現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を表現したものです。

図 6 文化財の体系図 (文化庁 HP から引用)

【文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）】

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 大綱の運用

本大綱は、熊本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を定め、県と市町村が各種の取り組みを進めるうえでの共通の基盤となるものである。

そして、大綱で定めた基本方針に沿って県と市町村が連携して文化財保護行政を進めていくためには、それぞれの職員が大綱や地域計画の趣旨について共通理解を持ち具体的な取り組みに反映させていく必要がある。そのために、大綱策定後も県と市町村における文化財

保護行政に係る意見交換を継続する。また、県では県内外の他自治体の情報を収集して事例集を作成するなど市町村にとって有益な情報の提供を行う。

なお、県は文化財の保存・活用の取り組みについて県の文化財保護審議会に定期的に報告し検証する。

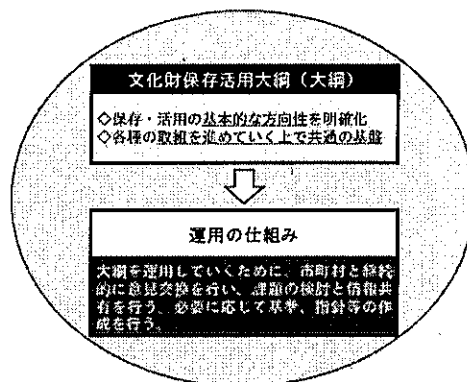


図7 大綱の作成とその後の運用

3 大綱の対象期間

本大綱（令和3年（2021年）3月発行）は、概ね10年を目途に改定を行うものとするが、社会状況や文化財保護行政の変化が生じ必要性が高まれば10年に達しない場合でも改定する。

第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状

1 社会的背景

現在、日本社会は大きな転換期にある。一つは人口減少であり、もう一つは人口減少を補う形で国内需要や労働力を創出している外国人観光客と外国人労働者の増加である。今後の文化財保護行政を進めるにあたり、このような社会情勢の変化をしっかりと踏まえる必要がある。

また国際社会に目を転じると、持続可能な社会を目指し、2015年に国連サミットで採決された国際目標であるSDGsの達成に向けた動きが盛んとなっている。目標達成には、多くの国、企業、団体、人々の更なる関係構築と主体的な関わりが必要であり、今後の文化財保護や地域振興においても求められる大事な視点である。

さらに本県では、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨と大規模な災害を立て続けに経験し、県内の文化財が甚大な被害を受けたところであり、今後も大規模災害の発生は起こりうるものとして、過去の経験をしっかりと対策に反映させていかなければならない。

災害時の備えとしての文化財の記録作成や文化財の理解を高める手助けとして、さらに新型コロナウイルス感染防止策として始まった「新しい生活様式」に対応していくためにも、デジタル技術の活用は有効であることから、これからの文化財の保存と活用に積極的に取り込むことを考えるとともに、更なる技術進展にも関心を寄せておくことが必要である。

(1) 少子高齢化による人口減少

日本は2008年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測されている。

人口減少は社会の様々な面に影響を与え、文化財を取り巻く状況も例外ではない。地域から若者や子どもたちが減ることで文化財の管理や継承の困難さが加速するとともに、文化財への興味関心も減退していく恐れがある。これまで地域の共同体が支えてきた祭りや年中行事等は、地域に住む人が減り担い手の高齢化によって存続が危ぶまれるところが増えてきている。祭りや年中行事は地域の伝統であり無形の所産であるが、受け継ぐべき地域住民が各年代に間断なく存在しないと継承ができなくなる。また、地域の祭りや行事が縮小されたり実施されなくなったりすることにより、地域の子どもの参加の機会が減り、結果としてこれらの文化財への関心が薄れていくことになる。地域で有形文化財を所有する旧家においても、所有者やその子どもたちの文化財に対する関心が薄れる傾向がみられる。各家庭で保管されてきた美術工芸品・古文書等を手放す事例もみられ散逸の危機に直面している。

今後、地域から行政に対して、地域だけでは維持と継承が難しくなった文化財の保存への支援要求が高まっていくであろう。しかし、どの自治体も財政は豊かとはいえ職員数も減っていく中で、文化財の保存を目的として地域の献身的な取り組みや行政の財力に頼るこれまでと同様の取り組みでは、地域の期待に応えることは難しい。

(2) 文化財への期待の高まりと外国人観光客、労働者の増加

地域の文化財を守るためにはその地域に活力が必要である。地域活性化のために様々な交流人口増加と定住促進の施策が行われており、外国人観光客や外国人労働者の受け入れもその一つである。そのような中で地域の活力を生み出すという視点から、外国人を呼び込む魅力的なコンテンツとして文化財の活用を意識していくことが大事である。

九州への外国人観光客の8割がアジア地域からであるが、観光客の練度が高まるにつれ、アジア地域からの観光客にも西欧からの観光客同様に、有名観光地巡りと買い物を中心とした観光から、地域の歴史、文化、生活の営みに直に触れることを観光目的とする人が一定数出てくると考えられる。外国人の彼らの琴線に触れる体験(コト)をいかに提供できるかがポイントであり、そのコンテンツに地域の歴史文化を伝える、感じるものとして文化財をうまく取り込んでいく必要がある。

また、外国人労働者は技能実習に加えて令和元年度(2019年度)から特定技能制度もはじまり賃金が高い都会へ流れる可能性が大きいと考えられる。それを防ぐ手段として、外国人労働者が地域で受け入れられ、都会よりも精神的に満たされるという生活環境を提供できるかどうか肝要である。人口減少が進む将来、積極的かつ適正に外国人との共生を進めたところが活力ある地域になると思われる。外国人労働者と地域の人々との間で、文化財が“かすがい”として重要な役割を担うことを理解してこれからの地域づくりを考える必要があり、本大綱では伝統、文化を大事にする精神を土台とし、地域の文化財を媒体として共生を目指す方向性を念頭に置いて作成した。

(3) SDGs¹⁾ の視点と文化財を取り巻く関係者の拡がり

SDGsは、世界をより良いものにしていくため、持続可能な開発目標を定めてターゲットを明確化し、世界各国が、またあらゆる企業、団体、人々が、それぞれにやらなければならないことを考え、取り組んでいくものである。社会はあらゆる面で複雑に繋がっており相互に影響し合うが、SDGsはその関係性を意識し、協働し、それぞれが良い方向に向かうことを目指している。今後の文化財保護行政の運営においてもSDGsに照らし適合する取り組みが求められる。

日本政府は2019年末に「SDGsアクションプラン2020」を策定。その中に「②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境にやさしい魅力的なまちづくり」として、持続可能な都市・地域づくりを目指すことが記されている。これまでは、地

域の開発と文化財保存はトレードオフの関係が色濃かったが、前述のとおり文化財を取り巻く状況や文化財に求められる役割が異なってきており、特に文化財の観光、まちづくり、地域づくりでの活用において、ともに成り立つ方法を探る動きが活発化している。それに伴い文化財に関わる機関、企業、団体、人々は拡がり、関わり方も変わりつつある。

文化財の新たな活用の動きの中で、国や地方自治体では、観光、地域振興、国際化、雇用等との関係部局の連携強化と、地域の観光推進組織や住民団体等と協働して取り組むという関係構築が重要となってきた。また、地域で文化財保護意識の根をしっかりと張り続けるためには、これまで以上に地域の住民、団体を巻き込み関わりを持たせることが大事である。国や大学の研究機関、有識者等との関係も事柄によってはより踏み込んだものとなろう。今後の文化財保護行政では、これまでの枠に捉われず多様な関係づくりを図ることが肝要である。

- 1) 2015年の国連サミットで採択された国際目標であるSDGsには、その中のターゲットの一つとして、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」(11.4)という項目があり、「2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」(8.9)というターゲットも掲げられ、国際的にも文化財の保存・活用に関する活動が注目されている。

(4) デジタル技術の進歩

近年のデジタル技術の進歩は、文化財の保存・活用を行う際に大きな利点をもたらすこととなった。写真・図面をデジタルで記録するとともに、三次元技術等を活用することによって、様々な記録作成や活用方法が可能となった。例えば、埋蔵文化財発掘調査においては、従来の紙による図面や銀塩写真による記録に加えてレーザーキャナーによる計測やデジタルカメラによる記録が加わるようになり、記録したデータの保管やインターネット上への公開が容易になり、発掘調査記録の保存と速やかな公開及び情報の検索性の向上に寄与している。

また、SfM (Structure from Motion)¹⁾ と MVS (Multi-view Stereo)²⁾ の技術を合わせることで、より詳細な文化財の形状情報を記録することが可能となった³⁾。詳細な形状情報は、記録そのものの精度向上とそれを基にして文化財を復元する際の利便性という両面で有意義なものである。さらに、これらのデータをもとにAR (Augmented Reality (拡張現実))、VR (Virtual Reality (仮想現実)) 等の技術を活用すれば、文化財になじみの薄い人々にも三次元映像等の分かりやすい情報として提供することができる。地域に所在する文化財の位置情報をGIS (Geographic Information System (地理情報システム)) を活用して、これらのデジタルデータと組み合わせることによっても、多くの活用策が期待できる状況となっている。

今後、デジタル技術と関連する社会基盤の整備は引き続き発展し文化財の保存・活用には欠かせない技術となっていくと考えられる。

- 1) 複数の画像を解析することで画像の取得位置を算出し、低密度の3D形状を復元する技術
- 2) SfMで作成した成果に基づいて、より高密度な計測点の集合である点群を計算する技術

3) 金田明大「3次元技術等によるデジタル技術の導入」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、2019年。

(5) 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨

平成28年熊本地震は、震度7の地震が28時間という短い間に同一地域において二度発生し大きな被害をもたらした(表2・3)。その中で特別史跡熊本城跡や重要文化財阿蘇神社をはじめとする県内の多くの文化財も被災した。また、令和2年7月豪雨でも国宝青井阿蘇神社をはじめ地域の大事な文化財が被災するなど(表4・5)、県では大規模な災害を連続して経験した。

県はいずれの災害時においても発災直後から地元市町村と協力して被害の把握と復旧に取り組み、民間団体や関係機関の協力も得ながら被災文化財の復旧において先進的な取り組みができた。一方で、指定文化財等の所在や所有者の把握、文化財の定義や価値付けの考え方の整理等、本来は通常時の文化財保護行政で取り組んでおくべきでありながら十分にできていない事項が多いなど、県の文化財保護行政における課題も浮き彫りにした。

表2 平成28年熊本地震の概要

区分	前震	本震
発生日時	平成28年4月14日午後9時26分	平成28年4月16日午前1時25分
震源地	熊本県熊本地方(北緯32°44.5'、東経130°48.5')深さ11km地点	熊本県熊本地方(北緯32°45.2'、東経130°45.7')深さ12km地点
マグニチュード	6.5	7.3

表3 平成28年熊本地震における被害状況(指定文化財等) 令和2年9月現在

区分	指定等の件数	被災件数	被災率(%)	民間率(%)	被害額(億円)
国指定文化財	148	44(12)	29.7	27.3	160
県指定文化財	383	59(25)	15.4	42.4	43
国登録文化財	156	56(45)	35.9	80.4	8
計	687	159(82)	23.1	51.6	211
(参考)市町村指定	2,352	196(149)	8.3	76.0	48

(指定等の件数は発災当時。()は行政所有以外の文化財件数。)

表4 令和2年7月豪雨の概要(72時間降水量。7月3日0時~7月31日24時)

令和2年8月4日現在

市町村	地点名(ヨミ)	期間最大値	
		(mm)	年月日 時分(まで)
球磨郡湯前町	湯前町湯谷(ユノマエマチユタニ)	794.5	2020/07/06 12:20

山鹿市	鹿北 (カホク)	690.5	2020/07/08 07:00
球磨郡あさぎり町	上 (ウエ)	660.5	2020/07/06 12:10
球磨郡山江村	山江 (ヤマエ)	650.5	2020/07/06 08:20
水俣市	水俣 (ミナマタ)	648.0	2020/07/06 06:10
球磨郡球磨村	一勝地 (イツショウチ)	601.0	2020/07/06 08:00
球磨郡多良木町	多良木 (タラギ)	600.0	2020/07/06 12:10

(気象庁資料(令和2年8月11日)から作成。県内観測地点中、降水量が多い方から並べた。)

表5 令和2年7月豪雨における被害状況(指定文化財等) 令和2年9月現在

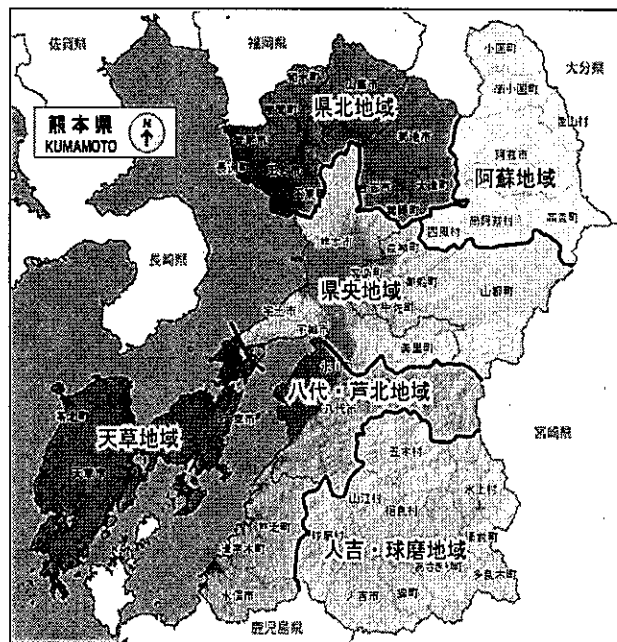
区分	指定等の件数	被災件数	被災率	民間率	被害額 (億円)
国指定文化財	164	15 (4)	9.1%	26.7%	10.7
県指定文化財	391	9 (6)	2.3%	66.7%	0.1
国登録文化財	172	19 (17)	11.0%	89.5%	6.9
計	727	43 (27)	5.9%	62.8%	17.7
(参考)市町村指定	2,397	40 (22)	1.7%	55.0%	0.7

(指定等の件数は発災当時。()は行政所有以外の文化財件数。)

2 熊本県の概要(地域毎の特色)

熊本県は九州のほぼ中央に位置し面積は約7,409 km²で全国第15位の広さを有する。明治4年(1871年)の廃藩置県後、幾度かの変更を経て同9年(1876年)2月22日に現在の県域と県名が確定した。

北部は比較的緩やかな山地、東部から南部にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、西部は有明海と八代海に面し外洋の東シナ海に続いている。また、阿蘇カルデラを含む「阿蘇くじゅう国立公園」と大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と二つの国立公園に代表される多様で美しい景観に恵まれ



県北地域…荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・合志市・玉東町・南関町・長洲町・和水町・大津町・菊陽町
 阿蘇地域…阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村
 県央地域…熊本市・宇土市・宇城市・美里町・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
 天草地域…上天草市・天草市・苓北町
 八代・芦北地域…八代市・水俣市・水川町・芦北町・津奈木町
 人吉・球磨地域…人吉市・鏡町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

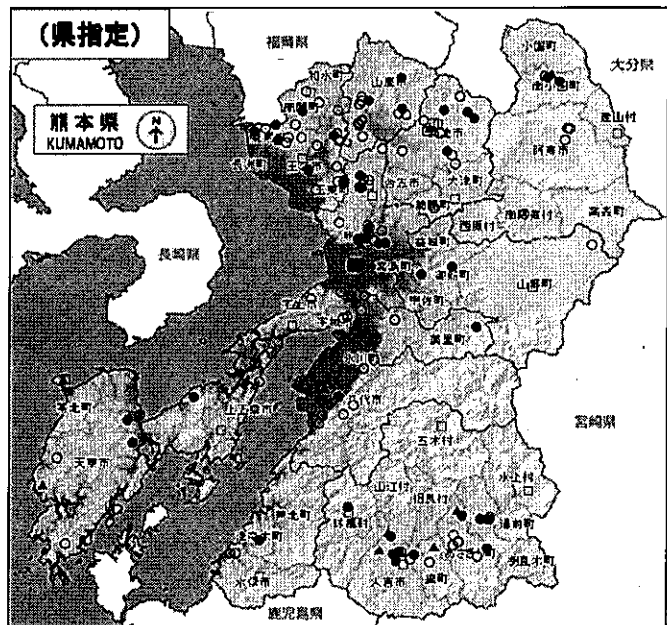
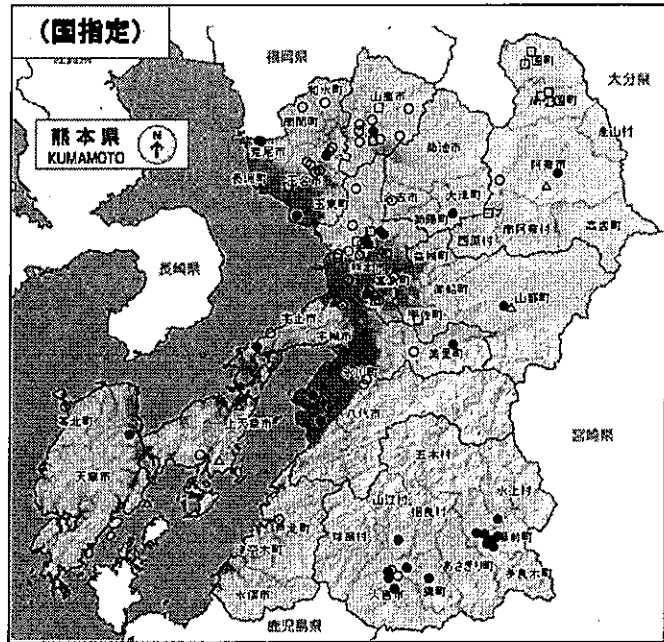
図8 地域区分

ている。県内は多様な自然、複雑な地形、気候が存在しいくつかの地域に区分可能であるが、本大綱の策定にあたっては、県の行政区分を基本とした6地域に区分し、それぞれの地域内で市町村と意見交換会を行った(図8)。

県内には、約3万年前と推定される旧石器時代の遺跡から、縄文時代の貝塚、大規模な弥生時代の集落、全国一の数を有する装飾古墳、古代山城、熊本城をはじめとする城郭、近世の干拓遺跡等に代表される史跡等、人吉・球磨地域に多くみられる国指定の重要文化財(建造物)や仏神像等、時代や地域毎の特色を色濃く示す多くの文化財が残されている。また、各地域には山川に根差した信仰や薩摩や筑後等、多くの国境に接することでもたらされた芸能等、多様な地域性を背景として成立・発展した民俗文化財も残されている。

さらに、歴史資料として、熊本と八代地域を中心とした大名家や家老家の文書を含むさまざまな資料とともに各地域には庄屋等の文書も大量に残され、それらを組み合わせる研究できる良好な資料が残されていることも本県の特徴である。

次項では、前述の6地域毎にその特色を記す。



※重要文化財(建造物以外)、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、天然記念物(動物)、重要文化的景観については掲載していない。

※指定1件が複数の文化財によって構成される場合は、代表的な文化財の位置を1ヶ所示している。

図9 県内の国・県指定文化財分布
(上段:国指定 下段:県指定)

(1) 県北地域 (荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・合志市・玉東町・南関町・長洲町・和水町・大津町・菊陽町)

当地域は、福岡県や大分県との県境に位置し主に菊池川流域に面する。

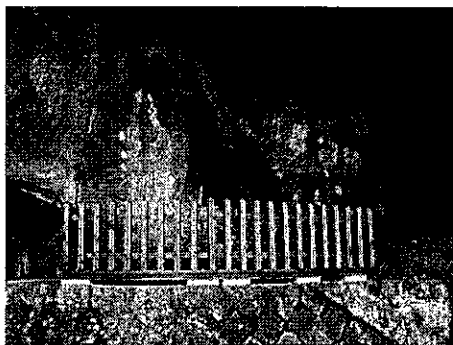
熊本県には全国の装飾古墳の約3割が分布し、特にこの県北地域を東西に流れる菊池川流域に集中している。チブサン古墳、弁慶ヶ穴古墳、鍋田横穴群(山鹿市 国史跡)、大坊古墳、永安寺東古墳・永安寺西古墳、石貫ナギノ横穴群(玉名市 国史跡)等、多種多様な装飾古墳が存在するだけでなく、銀象嵌銘大刀(国宝)を始めとする豊富な副葬品が出土した江田船山古墳(和水町 国史跡)や県内最大級の規模を誇る岩原双子塚古墳(山鹿市 国史跡)のような有力豪族の古墳もあり、豊かな古墳文化が花開いた地域である。

7世紀後半に築造された鞠智城跡(山鹿市・菊池市 国史跡)は、当時の国際情勢を踏まえた防衛施設のひとつであり、当地域の重要性を示すものである。蒙古襲来や南北朝の争乱における活躍で知られる菊池氏は、中世に菊池地域を本拠地としており当地域には菊之城跡(菊池市 市史跡)等、菊池氏関連の文化財が多く残る。

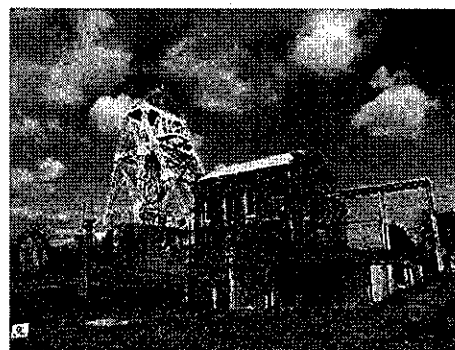
近世は、参勤交代の道としても使われた豊前街道(和水町・南関町 国史跡)が整備され、山鹿は宿場町として栄え南関には南関御茶屋が設けられた。また、新田開発のため、馬場桶井手の鼻ぐり(菊陽町 県史跡)のような井手(用水路)の整備も盛んに行われた。有明海に近い菊池川沿いには高瀬船着場跡(玉名市 市史跡)のような港が整備された。

近代は、明治10年(1877年)に勃発した西南戦争の戦場となり、各地で激しい戦闘がくり広げられた(西南戦争遺跡(熊本市・玉東町 国史跡))。また、この地域は三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱旧万田坑施設・三井三池炭鉱跡(荒尾市 国重文・国史跡、世界文化遺産)に代表されるように石炭産業が栄え、日本の近代化に大きな役割を果たした。また、明治中期に築かれ大正期及び昭和初期に発生した潮害後に復旧、改造された旧玉名干拓施設(玉名市 国重文)は当時の干拓に関する農業土木技術の変遷過程を知る上で重要である。

なお、平成29年度(2017年度)には、菊池川流域の米作りをテーマに流域の文化財を構成文化財としてストーリーに位置付けた「米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」が日本遺産に認定された。



鍋田横穴群 (山鹿市 国史跡)



万田坑跡 (荒尾市 国重文・史跡)

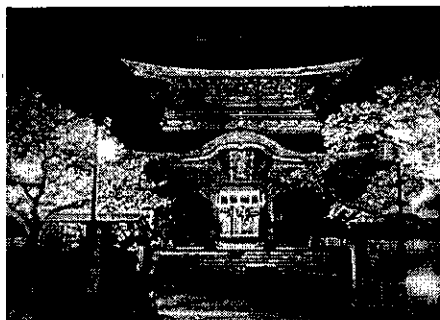
(2) 阿蘇地域 (阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村)

阿蘇では約 30 万年前から 9 万年前にかけての 4 度の大噴火により世界有数規模の阿蘇カルデラが誕生し、中岳火口では今もなお火山活動が続いている。阿蘇の火山活動は 7 世紀前半編纂の『隋書倭国伝』にも記載があり、古代から活発な活動を行っていたことが確認できる。中岳火口は自然に対する畏敬の念を抱いていた人々の信仰の対象となり、阿蘇山火口を御神体とする火山信仰と融合し健甞龍命たけいわたつのみことを主神とする阿蘇神社 (阿蘇市 国重文) が創建された。阿蘇神社は肥後国一の宮と称され、現在も広く尊崇を集めている。また、年間を通した米作りに関わる阿蘇の農耕祭事 (阿蘇市 国無民) が現在も執り行われている。

阿蘇カルデラ内では、旧石器時代から人類の活動の痕跡が確認でき、多くの遺跡が残されている。その中でも、県下最大級の前方後円墳である長目塚古墳ながめづかを主墳とする中なか通古墳群 (阿蘇市 県史跡) は、地域の有力者であった阿蘇氏一族の墓との伝承がある。柏木谷遺跡かやのきだに (南阿蘇村 県史跡) は縄文時代から古墳時代までの複合遺跡で、方形墓から円形墓への変遷が良好にうかがえる。また、阿蘇山上には、14～16 世紀にかけて僧侶が居住する坊舎とそれに付属する山伏の庵からなる古坊中ふるぼうちゅう (阿蘇市・南阿蘇村) が存在し、現在でもその痕跡が残る。

当地域は九州の中央部にあたるため、古くから交通・交流の要衝であった。弥生時代中・後期の幅はば・津留遺跡つる (高森町・南阿蘇村) では福岡、大分、宮崎等九州各地の土器が見つかるなど広域の交流を行っていたことがわかる。長目塚古墳出土品 (阿蘇市 県重文) からは、被葬者が近畿の中央政権や熊本の在地首長と関わりがあったことがうかがえる。10 世紀前半に成立した『延喜式』によると阿蘇地域を熊本市方面から大分方面へ横断する官道が通っていたことがわかり、江戸時代には豊後街道 (阿蘇市・産山村 国史跡) が熊本藩の参勤交代道として整備され、瀬戸内海を經由して上方 (関西) 方面へ至る主要ルートとして利用された。

阿蘇外輪山からその外側に広がる広大な草原は、阿蘇の雄大さを強く印象づけるとともに国内外に誇れる素晴らしい景観であり火口付近の米塚及び草千里ヶ浜 (阿蘇市・南阿蘇村 国名勝及び天記) はその最たるものである。この草原はここに暮らした人々が放牧、採草、野焼きなどの営みを千年以上にわたって維持してきた賜物であり、阿蘇の文化的景観 (阿蘇郡市 7 市町村 国重文景) に選定されている。



阿蘇神社 (阿蘇市 国重文)



米塚及び草千里ヶ浜 (阿蘇市・南阿蘇村 国名勝及び天記)

(3) 県央地域（熊本市・宇土市・宇城市・美里町・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町）

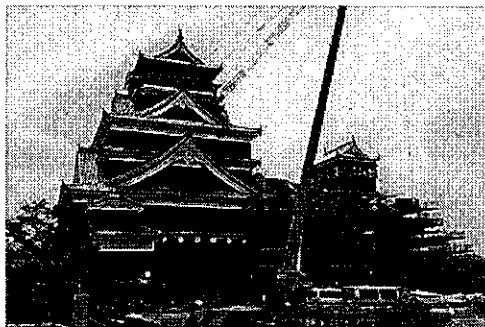
当地域には、縄文時代には轟貝塚、曾畑貝塚（宇土市 市史跡）、阿高・黒橋貝塚、御領貝塚（熊本市 国史跡）といった著名な貝塚が点在し、古墳時代には千金甲古墳（甲号）・（乙号）（熊本市 国史跡）、井寺古墳（嘉島町 国史跡）、国越古墳（宇城市 県史跡）等の装飾古墳が築造されている。

『日本後紀』にみられる浄水寺跡（宇城市 県史跡）には、延暦9年南大門碑、延暦20年燈籠碑、天長3年寺領碑、康平7年如法経碑という奈良・平安時代の石碑が1ヶ所にまとまって残されており（浄水寺碑（同 国重文））、古代寺院を解明する上で重要な史料である。

近世になると、加藤清正によって熊本城（熊本市 国重文・国特史）が築かれるとともに日向往還（熊本市～宮崎県延岡市）等の交通網も整備された。県央を流れる緑川を利用し物資の輸送をした緑川水運（山都町～宇土市）の上流には物資を運んだ石畳が残る津留ヶ淵道（山都町）が残り、河口付近には熊本藩の年貢米の集積・搬出拠点となった熊本藩川尻米蔵跡（熊本市 国史跡）が残るなど、交通と物流に関する遺構がみられる。また、緑川流域には、雄亀滝橋（美里町 県重文）、霊台橋（美里町 国重文）、門前川目鑑橋・八勢眼鏡橋（御船町 県重文）など、種山石工とよばれる石工の集団による石橋が多く残されることも当地域の特徴の一つである。石工の文化としては、今も現役の水道として使われている轟泉水道（宇土市 市史跡）や、通潤橋（山都町 国重文）とそこからの水を利用して営まれた白糸台地の棚田景観（山都町 国重文景）等も残され、石工が利水に苦勞した住民をその技術力で支えたことがうかがわれる。

近代に入ると、三池炭鉱から採掘された石炭等を中国上海へ輸出するための補助港として三角西港（宇城市 国重文・国重文景。世界文化遺産）が栄えた。その他、国内最大級で最後の内戦である西南戦争においては、熊本城や田原坂（熊本市 国史跡）が主戦場となるなど、各地に関連遺跡が残る。

また、当地域は平成28年熊本地震で甚大な被害を受け、現在も文化財の復旧が進められている。震源断層となった布田川断層のうち地震により益城町に表出した3ヶ所が布田川断層帯として国の天然記念物に指定されている。



熊本城（熊本市 国重文・特別史跡）



布田川断層帯（杉堂地区）
（益城町 国天記）

(4) 天草地域（上天草市・天草市・苓北町）

当地域は、島嶼部で構成され内海と外海に面し、大小約 120 の島々で構成される景観は他地域にはない独自性をもつ。県内の国名勝 10 件のうち天草地域に 5 件（千巖山せんがんざんおよび高舞登山たかぶとやま（上天草市 国名勝）、六郎次山ろくろうじやま（天草市 国名勝）等）が分布することもこの地理的環境と密接に関係している。複雑な海岸線や穏やかな内湾に良港が点在することで漁業や交易も盛んに行われてきた。地質的には白亜紀の地層が広がり、御所浦島や下島沿岸にアンモナイト化石（天草市 市天記）をはじめ化石が多く産出することも特徴である。また、下浦石と呼ばれる砂岩質の特徴的な石材も産出され、江戸時代以降、高い石材加工技術を持った下浦石工はその石材を利用し石造桁橋ぎおんぼしの祇園橋（天草市 国重文）を残している。

当地域を特徴づける代表的な文化は、キリスト教関連の文化（南蛮文化、キリシタン文化）である。ルイス・デ・アルメイダがキリスト教布教のため苓北町志岐しきを訪れて以来、南蛮船の往来が盛んになり、交易やキリスト教の布教が進んだ。天草学林（コレジオ）が建設されるなど当時の日本におけるキリスト教布教の重要な拠点となっていたが、その後の禁教の流れの中でその痕跡の多くは失われた。現在残るのは、正覚寺しょうかくじキリシタン墓碑群（天草市 県重文）やキリシタン禁制の遺物一括（天草市 県重民）等、長い禁教時代を経て残された断片的な資料が大半である。そうした中で漁村景観としての価値から国の重要文化的景観に選定された天草市崎津集落さきつ（天草市崎津・今富いまだみの文化的景観（天草市 国重文景））が、日本の最西端に位置する辺境と離島の地において潜伏キリシタンが既存の社会・宗教と共生しつつ信仰を継続し、その宗教的伝統が変容し終焉を迎えていった過程を示す資産として世界文化遺産に登録された（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草市 世界文化遺産）」）。崎津集落が、世界文化遺産の構成資産に位置付けられたことは当地域のキリスト教関連の文化を考えるうえで重要な意味を持つ。

天草地域は、歴史的には中世以降、天草五人衆や小西行長等の統治を経て唐津城主寺沢氏のもと天草・島原の乱（1637 年）が勃発し乱後は一時期を除き天領となった。これは、細川氏が治める熊本藩が県土の大半を占める本県において特徴的な地域と言える。



天草市崎津・今富の文化的景観
（天草市 国重文景）



千巖山および高舞登山
（上天草市 国名勝）

(5) 八代・芦北地域（八代市・水俣市・氷川町・芦北町・津奈木町）

当地域は、西に広がる八代海から東の九州山地に連なる山間地まで海と山の多様な文化が展開した地域である。また、八代海、球磨川、薩摩街道等を介し古くから交通の要衝として九州をはじめ各地と交流が行われた地域で、隣国との境としても重要な役割を担った地域であった。

古墳時代に八代海沿岸部に点在して古墳が築造されたことから分かるように当地域では古くから八代海を意識しており、海上交通の拠点として発展してきた。八代海北部には、大甕古墳群（八代市 県史跡）、田川内第一号古墳（八代市 県史跡）、野津古墳群、大野窟古墳（氷川町 国史跡）といった墳丘を有する古墳が築造される一方で、南部では北園上野古墳群（水俣市）など墳丘を有しない墓制が営まれるという特徴があり、構造が異なる墳墓が南北で混在する。さらに、当地域は本県の特徴とも言える装飾古墳が発生した地域であり、箱式石棺に円文が描かれた初期の装飾古墳である小甕蔵1号墳（八代市 市史跡）が存在する。

また、中世に始まった干拓は文政2年（1819年）の四百町新地竣工を機に盛んとなり、文政4年（1821年）の七百町新地など大規模な干拓事業が昭和初期にかけて行われた。現在でも大鞆樋門群（八代市 県史跡）、旧郡築新地甲号樋門（八代市 国重文）、沖塘樋門群（氷川町 町重文）等、干拓に関連する施設が各地に残っている。この干拓に携わりそこで向上した石工たちの技術は全国に名声をとどろかせ、八代は石工の郷と呼ばれるようになった。これら石工たちの歴史は、令和2年（2020年）に「八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」として日本遺産に認定されている。

近世には、肥後と薩摩を結ぶ薩摩街道が整備され南九州における陸上交通の大動脈として機能し、街道沿いには水俣城跡（水俣市 市史跡）や佐敷城跡（芦北町 国史跡）、八代城跡（八代市 国史跡）といった城郭や津奈木重盤岩眼鏡橋（津奈木町 県重文）等、多くの石橋が残っている。

海と山に囲まれた当地域は、八代妙見祭の神幸行事（国無民。ユネスコ無形文化遺産）のほか、山間部の八代・芦北の七夕綱（八代市・芦北町 国無民（記））や古代踊り（八代市 県無民・国無民（記））、干拓地の大鞆節（八代市 市無民）など多様な民俗文化財を生み出しており、現在まで継承されている。



八代城跡群（八代城跡）
（八代市 国史跡）



津奈木重盤岩眼鏡橋
（津奈木町 県重文）

(6) 人吉・球磨地域（人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町）

人吉・球磨地域は、鎌倉幕府の命を受けてこの地に下向した相良氏が明治維新までの約700年間統治していた地域である。この長い治世は独特の文化・風習を生み出し、「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」として日本遺産にも認定されており、中世的景観が良く残っている。

この相良氏に関連する中世以降の文化財は多様である。特に重要文化財に指定された寺社・仏閣の多さは県内でも顕著で、その代表といえるものが青井阿蘇神社（人吉市 国宝）である。この他にも、老神神社、岩屋熊野座神社（人吉市 国重文）、青蓮寺阿弥陀堂（多良木町 国重文）、明導寺阿弥陀堂（湯前町 国重文）、八勝寺阿弥陀堂（湯前町 国重文）、生善院観音堂（水上村 国重文）、十島菅原神社（相良村 国重文）、山田大王神社（山江村 国重文）等があり、さらに県指定や国登録となっている文化財が数多く存在する。また、江戸時代後期にこの地域でよく見られた鉤屋型の民家である桑原家住宅（錦町 国重文）、太田家住宅（多良木町 国重文）等もある。

古い仏像が他地域と比べて数多く存在するのもこの地域の特徴である。木造阿弥陀如来坐像（人吉市 国重文）、木造二天王立像・木造毘沙門天立像（あさぎり町 国重文）、木造阿弥陀如来及び両脇侍立像（多良木町 国重文）、木造阿弥陀如来及び両脇侍像（湯前町 国重文）、木造毘沙門天立像（山江村 国重文）等が挙げられ、県指定あるいは市町村指定文化財となっているものも多い。

この地域には石造物が良好な状態で豊富に残っており、明導寺九重石塔・明導寺七重石塔（湯前町 国重文）をはじめ、勝福寺古塔碑群（あさぎり町 県史跡）、青蓮寺古塔碑群（多良木町 県史跡）等がある。

その他、盆地地形のため外部からの影響を受けにくかったことから、この地域独特の民俗文化財が多く育まれている。代表的なものとしては、球磨神楽（人吉市、球磨郡内複数町村 国無民）、球磨地方の臼太鼓踊り（複数市町村 県無民）やウンスンかるたの遊戯法（人吉市 県無民）等があり、現在まで継承されている。



青井阿蘇神社（人吉市 国宝）



明導寺九重石塔・七重石塔
（湯前町 国重文）

3 文化財保護行政の現状

(1) 熊本県の文化財保護行政の沿革

(熊本県の歴史・文化財研究)

明治時代になり近代的学問が発展するのに合わせて、熊本県においてもその後の研究の基礎となる文化財の調査が行われ、大正時代には京都帝国大学による装飾古墳等の調査とともに、熊本県教育会史跡調査部及び熊本地歴研究会等による考古学や地理・歴史の研究が進められた。その後、肥後考古学会の設立、休止及び戦後の活動再開（昭和 21 年（1946 年））を経て県内では民間が中心となる考古学研究が進み、この流れの中で育った多くの若手研究者が県内の高等学校に考古学部を設立し、開発事業により破壊される遺跡の調査を高等学校が実施するという時代が続いた。地元の高等学校が緊急調査を実施することは、予算・体制等さまざまな面で参加する教職員・生徒等、関係者の苦勞を伴うものではあったが、彼らが地域の文化財に関わることで文化財が地域の人たちにとって身近なものとなるとともに、文化財の保存・活用に関わる人材を育成するという利点もあった。

(県の組織)

昭和 47 年（1972 年）に九州縦貫自動車道建設に伴う城南町（現熊本市）塚原古墳群の保存問題を契機に県教育委員会に文化課が設立された頃から、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について本格的に行政が対応する方向へと移行していった。以降、県文化課では各分野の文化財業務に取り組みながらも、人員に関しては埋蔵文化財発掘調査が行える専門職員の採用を中心にいき、専門職員以外では教職員を配置し文化財保護行政を行ってきた。

(2) 熊本県の文化財保護行政の現状

熊本県の文化財保護行政の現状について、「文化財をまもる」・「文化財を活かす」・「文化財を伝える」・「人・組織を育てる」の四要素に分けて整理する。各項目の内容は相互に関わり明確に分けられないが、便宜的にいずれかに含めた。

ア 文化財をまもる

(文化財の指定等)

県内の文化財は、県や市町村で所在の把握や価値付けのための調査を行い大学等の調査研究の成果も参考として、法に基づく国指定等、熊本県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 48 号）に基づく県指定等、市町村の条例に基づく市町村指定等を行い価値付けと保護の措置を図っている。令和 3 年（2021 年）3 月 1 日現在での県内指定文化財数及び文化財類型毎の現状は参考資料に記載している。

(文化財の基礎的情報の把握)

県は、これまで県内の文化財（史跡、建造物、古文書、美術工芸等）について所在や内容の確認調査を行い文化財の指定や保全に活用してきた。これらの調査結果は、平成 28 年熊本地震及び令和 2 年 7 月豪雨の被災文化財救援事業（以下「文化

財レスキュー事業」という。)及び被災文化財建造物復旧支援事業(以下「文化財ドクター派遣事業」という。)における民間所有の被災文化財の把握にたいへん役立った。しかし、調査時から相当年数経過しており所在不明のものや調査が漏れているものがあり、今後追跡及び補充調査が必要である。

埋蔵文化財包蔵地の所在等を記録した遺跡地図は、市町村からの情報を基に県下全域の地図を作成しインターネットで公開しているが、市町村から提供される情報の精度にばらつきがある。

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財の保護については、開発事業の計画段階から事業者と協議し、予備調査の結果を基に事業範囲の変更や設計変更等で工事の影響が最小限になるよう調整を行い、やむを得ず開発事業が行われる範囲は事前に発掘調査を実施し記録保存している。開発部局への長年の働きかけの結果、近年、開発部局の文化財保護への理解が高まり円滑な調整ができています。

なお、市町村において災害や大規模開発事業等で緊急に人員が必要となる場合には、県から市町村への応援派遣と他都道府県や市町村からの派遣の調整を行ってきました。

(文化財の基礎研究)

本県には、多くの歴史研究や装飾古墳をはじめとした考古学調査等、他県と比較しても充実した研究成果が残されている。埋蔵文化財と開発事業の調整が大きな課題であった昭和50年代においても、『生産遺跡基本調査報告書』、『熊本県装飾古墳総合調査報告書』、『熊本県旧石器時代調査報告書』、『熊本県の条里』、『熊本県の中世城跡』等、開発対応の緊急発掘調査や報告書作成に並行して各時代の遺跡の基礎となるべき調査を実施していることは本県の文化財基礎研究の大きな成果である。しかし、その後当該調査の拡充はなされておらず、熊本県史は昭和50年(1975年)に発行されたのが最後である。

(過去の調査成果の蓄積とその活用)

本県には、全国一の数を誇る装飾古墳が築かれており、その専門館である装飾古墳館がある。この分野の研究は熊本が全国をリードすべきであるものの、現状では、県では調査研究を深めていくために必要な体制が整っていない。一方で、古代山城の研究においては、昭和42年(1967年)からの鞠智城跡の調査成果の蓄積をもとに全国の古代山城研究を牽引しており、県は鞠智城跡の特別史跡指定を目指している。なお文化財資料室には、発掘調査で出土した遺物やその記録を保管しているが、展示等で活用されることは少なく県民の目に触れる機会は少ない。

(文化財の保存、研究、活用のための施設・設備)

本県には、古代文化に係る施設として装飾古墳館(山鹿市)、装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館(山鹿市)があり、埋蔵文化財の収蔵施設として文化財資料室(熊本市)がある。また、美術館(熊本市)、図書館(熊本市)、くまもと文学・歴史館(熊本市)、博物館ネットワークセンター(宇城市)等の各施設は連携し

て文化財の保存・活用を行っているが、他都道府県で見られる県立博物館、埋蔵文化財センター¹⁾、公文書館等の施設は設置されていない。

1) 埋蔵文化財の発掘調査・整理作業の他、出土遺物の保存・活用等を一体的に行う施設

(財政状況)

文化財の修理、調査等に係る県予算は、災害復旧対応を除き平成12年(2000年)の財政健全化計画時の予算額でほぼ固定されてきたところであり、予算規模は全国比較で40位前後と低い。市町村や所有者からの文化財修理、調査等に要する補助要望は、防災、防犯、耐震の対策強化も加わり増加しているが、それに対する県予算は足りず、事業の先送り、縮小、補助率抑制等で凌いでおり、財政面では市町村や所有者からの要求に十分に答えられていない。

(災害時の対応)

平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の際には、県は市町村の負担軽減を目的として、県が中心となり地元市町村と連携して文化財被害状況把握、文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業を実施した。また、国への支援拡大要望や関係団体との調整、さらに必要に応じて市町村に応援職員の派遣や調整等を行ってきた。

イ 文化財を活かす

(教育・文化的な活用)

本県は、子どもたちが文化財に触れる機会を数多く提供している。美術館ではスクールミュージアム事業(移動美術館、子ども美術館)を、装飾古墳館では古代体験教室及び移動体験教室を、文化課では小中学生を対象とした出前授業を行っている。特に装飾古墳館では、平成3年度(1991年度)開館当初から子どもたちが楽しみながら文化財を学べるメニューを揃え、その取り組みは全国の先進的なモデルとなった。また、美術館は平成20年度(2008年度)に永青文庫の収蔵品を常設展示する細川コレクション永青文庫展示室を設置し、本館の企画展との連動等を行い良質な文化芸術を提供してきた。

(観光面での活用)

本県は、観光部局や市町村へ国の文化財の活用に係る支援メニュー等の情報提供を行っているが、全国を取組事例の紹介や具体的な助言は十分にできていない。観光や地域活性化の素材としての文化財の本質的価値の掘り下げや磨き上げについては、日本遺産認定となった人吉球磨、菊池川流域及び八代地域で申請段階から市町村と一緒に取り組んだが、まだ事例は少ない。市町村には文化財の観光活用に戸惑いがあり、その不安への対応はこれからである。

ウ 文化財を伝える

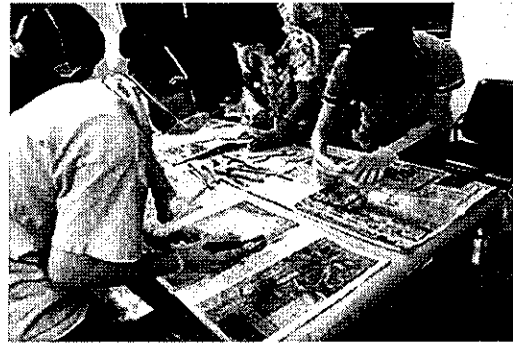
(美術館、装飾古墳館での取り組み)

県は、美術館や装飾古墳館での県内文化財の展示とともに、スクールミュージア

ムや古代体験教室など学校教育との連携のもと文化財の価値を伝える取組みを積極的に行ってきた。取組みの広報は学校への情報提供のみならず、新聞広告、ホームページ、最近ではツイッター等の SNS も利用している。

(文化財に関わる人のすそ野を広げる)

県は、長い目で見て文化財に関心を寄せ、関わる人のすそ野を広げるためにターゲットを分けて文化財の価値を伝える取組みを行い、子どもたちとその家族には、前述のとおり学校教育との連携や美術館、装飾古墳館での体験等で文化財を知る、触れる機会を提供してきた。また、地域の方々には、発掘調査の現場説明会を、年輩者には各種の講座やセミナーを行い学ぶ意欲に訴えてきた。また平成 28 年熊本地震を契機に市民サポーター養成講座を開催し、文化財保護業務の協力者を育成している。



文化財レスキューサポーター養成講座の様子（令和元年 8 月）

(文化財調査報告書の公開)

本県で刊行した文化財調査報告書は●冊である（令和 3 年 1 月現在）。これまで全国の図書館での閲覧等を中心としてきたが、近年は埋蔵文化財の報告書を中心に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が管理運営する『全国遺跡報告総覧』に PDF 形式の報告書を掲載し、全国から誰でも見るできるようになっている。

(被災文化財の価値を伝える)

平成 28 年熊本地震の文化財レスキュー事業では、整理した文化財を所有者に返却する際に、当該文化財の解説資料を作成してその価値を伝える取組みを行っている。

エ 人・組織を育てる

(専門職員の配置)

県の埋蔵文化財分野の職員は、各年代に多少の偏りがあるものの一定の職員が存在しているが、これまで他分野の専門職員は揃っておらず、埋蔵文化財専門職員と教職員が専門外の文化財保護行政を行ってきた。

(職員のスキルアップ)

県職員は、文化庁や独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所等の関係機関の研修を受講しスキルアップを図ってきたが、近年はその機会が減少している。市町村職員に対してはこれらの研修を紹介するとともに、県からは文化財保護行政全般に関する研修を行っている。

(組織改編)

県は、平成 30 年度（2018 年度）に文化課に新たに文化財活用班を置き、これま

でどちらかと言えばやや後回しになりがちであった文化財の「活用」について車の両輪として「保存」とともに力をいれていく体制を整えた。

(3) 県内市町村の文化財保護行政の現状

本項では、県内市町村の文化財保護行政の現状について市町村との意見交換会の意見等を踏まえ、県の現状と同じく、「文化財をまもる」、「文化財を活かす」、「文化財を伝える」、「人・組織を育てる」の四要素に分けて整理した。

ア 文化財をまもる

市町村は地域の文化財保護の最前線で対応にあたっているが、専門職員数及び組織体制が十分な自治体は少ない。小規模市町村では専門職員が1人か2人であり、不在のところもある。担当部署においても文化財以外の複数の業務を掛け持ちしている職員も少なくない。また中規模以上の市町村でも埋蔵文化財以外の専門職員をもつ自治体は少なく、文化財指定のための価値付けや文化財の修復、保存等、専門外の対応に苦勞している。人員のみならず予算確保も厳しく、市町村内の文化財の十分な修復や調査ができていない。

また、全ての市町村が文化財を守ってきた地域の人々の減少による文化財の維持管理と継承の問題に直面しており、加えて地域の人々や文化財所有者の文化財への関心低下と保護意識の希薄化が進み文化財の所在不明や地域から指定解除を望む声があがるなど新たな課題が生じている。今後、保管に困った動産文化財の寄贈や寄託の増加が予想され、それらを保管する施設確保の問題もある。

このような状況を受け、市町村から県に対しては以下のような要望があげられている。

- ・市町村からの相談窓口について、県で各分野の専門職員を揃え市町村からの相談に応じることができる体制を整えるとともに市町村からの相談窓口を一本化してほしい。
- ・人的支援については、大規模開発が計画されるなど市町村が通常の業務量を超えるときにはこれまで同様に県からの応援を行ってほしい。
- ・広域自治体として、文化財指定等に市町村間の不均衡が生じないように指針を示して助言をお願いしたい。
- ・市町村間で専門職員を融通し合える広域的な連携について県が主導的に進めてもらいたい。
- ・県補助予算の拡充と他省庁や民間団体等の支援メニューを含めた幅広い情報提供をお願いしたい。
- ・文化財の維持管理と継承の問題及び未指定文化財については、その対応方針や財政支援をお願いしたい。

イ 文化財を活かす

市町村では、地域の特徴的な文化財を題材としての学校教育との連携や公開展示、講座の開講等を行っているが、保存業務に追われ文化財の活用まで十分に対応できる状況にはない。

また、観光振興や地域振興面での活用では、その目的や方法が分からないという市町村が多い。さらに、活用が先行し保存が疎かになるのではないかとの懸念や、その業務が文化財担当部署任せになるうえに首長部局からの過大な期待があるなどの意見が聞かれ、市町村職員には文化財の活用に関する戸惑いがある。

市町村から県に対しては、以下のような要望があげられている。

- ・何のために活用を行うのかを示し、公開活用と観光振興や地域振興面での活用の事例紹介と進め方への助言を行ってほしい。
- ・活用に使える様々な支援メニューの情報提供を行ってほしい。

ウ 文化財を伝える

市町村では、住民に対して市町村施設での展示や広報誌掲載等で地域の文化財の情報提供が行われている。近年、地域の人々の文化財への関心の低下や子どもたちへの伝承不足がみられることから、文化財の価値を伝える方法の見直しと強化が課題である。なお、一部市町村を除き市町村外への情報発信はほとんどなされていない。

市町村から県に対しては、以下のような要望があげられている。

- ・文化財関連ポータルサイトを開設し一元的に情報発信してほしい。
- ・博物館、資料館を持たない市町村ではどのように取り組んでいいか教示してほしい。

エ 人・組織を育てる

専門職員採用は退職者補充で行われることが多く、専門職員が少ない小規模の市町村では技術の継承が難しい状況にあるうえに経験の蓄積や技術を向上させる機会が県や中規模以上の市町村と比べて相対的に少ない。また、業務量が多いことにより多忙を極めており他市町村との連携や情報共有を行いたくてもその余裕がない現状にある。さらに人材不足により文化財保護委員会の委員確保にも苦勞している。

市町村から県に対しては、以下のような要望があげられている。

- ・専門職員の技術向上策として、経験が浅い職員から中堅職員まで段階に応じた専門研修と法務・行政実務の研修を実施してほしい。
- ・デジタル技術の活用支援等をお願いしたい。
- ・市町村間の情報共有の機会づくりと人員不足を補うための文化財行政の広域的な連携について、県が主導的な役割を果たしてほしい。

第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 基本的な方針

文化財は、日本の歴史と文化等の正しい理解に欠かせないもので、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものと文化財保護法に規定されている。

しかしそれだけでなくローカルな視点からみると、文化財が地域のアイデンティティを創り、地域の人々をつなぎ、地域が存続していくための原動力となっていることや、祭りなどの文化財を通して世代間をつないでいることがわかる。また文化財には、日本や地域の歴史と文化をものがたり、異なる日常（生活文化）を求める人々の興味を惹きつけ、探求心をくすぐる力があり、文化財を介して地域外、さらに国外の人々とつながりを生むことができる。

このような文化財が持つ力、文化財がもたらす恩恵を踏まえた上で、文化財の保存・活用の取り組みを進め、次世代に継承していく必要がある。これらを「つなぐ」という言葉で結びつけて基本的な方針を次のとおり定めた。

文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいく。

(1) 文化財が地域をつなぐ

文化財は、近代的な文化財保護制度の確立前から地域で守り続けられ、現在に受け継がれている。それは文化財が地域のアイデンティティを創り、まとまりを生み、精神的な拠り所となっているからである。史跡、建造物や旧家、社寺等が受け継いできた美術工芸品、古文書等が相まって地域の由来や伝統を裏付け、地域の特色を形成している。また地域の祭り、行事等を通じて人々はつながり、結束力を高めてきた。文化財を土台として生まれた地域の誇りや共同体意識が精神的安心感をもたらしている。

県及び市町村は、人口減少や少子高齢化による地域衰退が進む中、文化財が地域をつなぐ力も衰えることがないように取り組みを行っていく必要がある。

(2) 文化財で人々をつなぐ

地域において、慣習、伝統、昔話、伝統芸能等は、親から子へ、年長者から若者へと受け継がれてきた。このように文化財を介して世代間のつながりが保たれてきたことで、地域の結束力と活力が維持されてきた。地域で文化財を守り受け継ぐことと地域の活力の維持は表裏一体であり、地域存続のために文化財の継承と保護意

識の醸成はきわめて重要である。

また、地域内のつながりだけでなく文化財の人々を惹きつける力を活用して誘客を図ることで、地域外から、さらに国外からの人々とのつながりを生み出すことができる。県及び市町村は、文化財で人々をつなぐ力を利用して地域の活力を生み出す取り組みを行っていく必要がある。

(3) 文化財を次世代につなぐ

前述のとおり文化財には、地域をつなぎ人々をつなぎ、地域の活力を生み出す力がある。私たちは、文化財の力や役割をしっかりと理解した上で保存と活用の取り組みを行い、文化財を確実に次世代につないでいかなければならない。

そのためには、文化財の価値を適切に保存し、文化財を損なうことなく文化財の価値を引き出して活用を図り、その保存と活用を両輪として文化財の価値を多くの人々に、また次世代に伝えていかなければならない。そしてそれを実行するために、文化財を担う人材と組織の育成が必要である。

2 「文化財を次世代につなぐ」ための四要素と相関

文化財を次世代につなぐため、文化財を「まもり」、「活かす」、「伝える」とともに、その基盤となる人と組織を「育てる」という四つの要素で整理した。

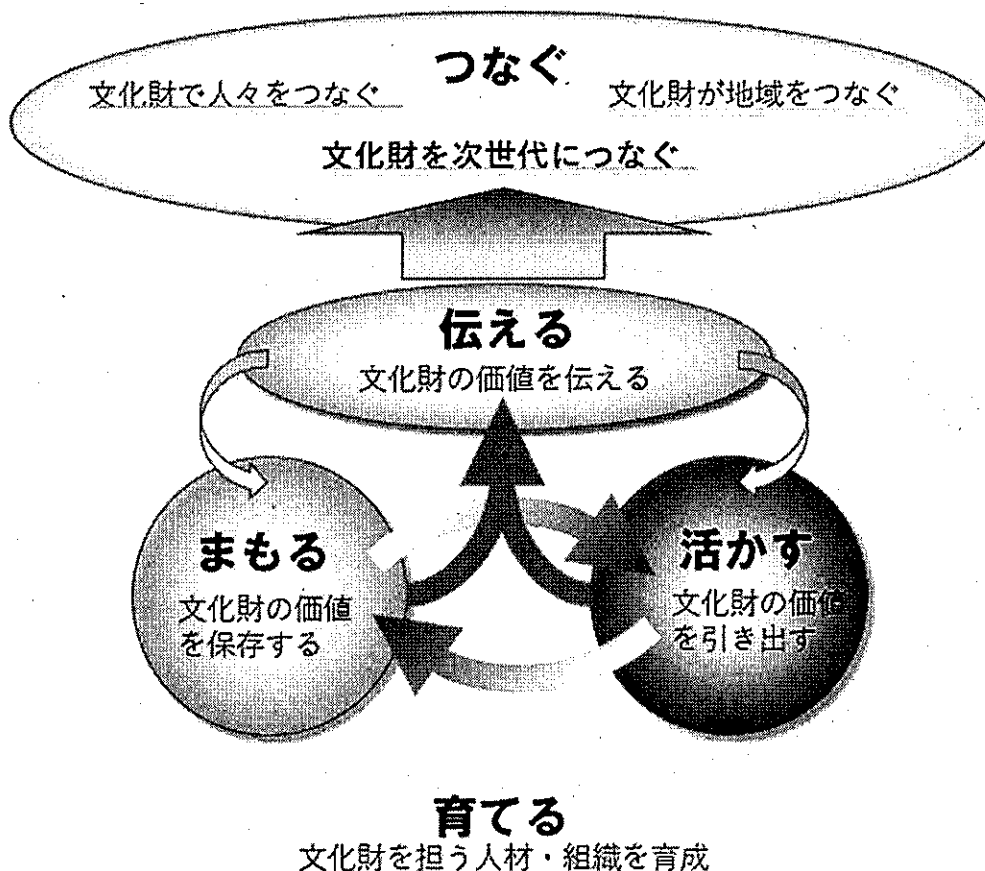


図10 「まもり」「活かす」「伝える」「育てる」の相関図(サイクル)

基本方針と四つの要素の相関については図 10 のとおりである。四つの要素は、それぞれが有機的に関連し合いながら相乗効果をもたらすものであり、それらが好循環（サイクル）を繰り返すことによって文化財を確実に次世代につなぐことができるといえる。

このサイクルにおいては、「まもる」と「活かす」は文化財保護における車の両輪であり、それらはどちらかが欠けたり偏ったりすることがないようにするとともに、両者のバランスを適切にとりながら進めていかななくてはならないものである。また、「まもる」と「活かす」を踏まえ、地域住民や県民、そして次世代を担う子どもたちに文化財の価値を「伝える」ことが重要である。さらに、文化財を「まもり」、「活かす」、「伝える」ためにはそれを実行する人（文化財専門職員、文化財の担い手等）と組織（行政、民間団体等）を「育てる」ことも必要となる。この四要素がうまくつながりサイクルをなすことで、県内の貴重な文化財の保護が適切に行われそれぞれの文化財を次世代につなぐことが可能となる。

3 個別方針

基本方針をもとに、第 2 章の大綱作成の背景及び本県の文化財の概要並びに県及び市町村の文化財保護行政の現状を踏まえて個別方針を作成した。

(1) 文化財をまもる

—地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につなぐ—

文化財を守ることは文化財保護行政の中で最も重要である。これまでも本県は様々な施策を実施してきたが、さらに確実に文化財を守るための措置を積極的に講じていかななくてはならない。

特に地域や所有者の文化財保護意識の希薄化が加速度的に進むのではないかという危機感があるため、県では、文化財を「まもる」意識の醸成にこれまで以上に力を入れていく。その上で文化財を確実に保存し次世代につなぐために、指定等による保護措置や文化財情報の記録作成等など保存に必要な取り組みを着実に進めるとともに、県内の文化財の把握のため未指定文化財も含めて悉皆調査等の基礎調査を適宜実施していく必要がある。

また幾度となく災害を経験した本県としては、事前対策、災害時の対応や自治体間の連携等についての備えを整えておくべきである。加えて、文化財の修復等に係る財源確保や文化財の保存に必要な施設設置等も重要であり、今後の予算拡充と施設整備実現につながるようしっかりと関係者との調整を進めていく必要がある。

(2) 文化財を活かす

—文化財の価値を引き出し、文化財を活用して豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取り組みを進め、次世代につなぐという意識を高める—

文化財を守るために一番重要なことは、県民、住民が文化財を地域の宝として大切に思い、次世代に受け継いでいこうとする思いである。

県及び市町村では、その思いを持ち続けてもらうために、これまで文化財を活用した鑑賞、見学、総合学習、催事など、文化財に触れて豊かな心と保護意識を育むための取り組みを行ってきた。近年、文化財保護意識の希薄化や、子どもたちが地域の文化財を知り体験する機会の減少から、より意識的に文化財保護意識の醸成を行っていく必要性が高まっており、特に次世代を担う子どもたちへの取り組みを強化していかなければならない。

また昨今は、観光振興に文化財を活用する動きが盛んであるが、これらの活用においても単に観光客を呼ぶだけでなく、地域の人々が改めて地元の文化財の魅力に気づき、守っていこうという気持ちにつながる取り組みでなければならない。人口減少や少子高齢化で衰えていく地域の活力を取り戻すことは喫緊の課題であることから、自治体は文化財保護意識の醸成に繋がることを押さえたうえで、観光客を取り込むための有力なツールとして文化財を活用することを考えていく必要がある。

文化財の活用で交流人口増加や地域経済に恩恵があれば文化財への関心や保存・活用の予算確保への理解も高まることから、文化財の活用は地域の生き残り策であるとともに文化財の生き残り策でもあり、これが文化財の観光面での活用の狙いである。ただし、実施にあたっては、地域に過度な負担や犠牲が生じることがないように注意しなければならない。

これらのことを踏まえ、保存と活用のバランスを図ったうえで「教育・文化的な活用」と観光振興や地域振興の取組として「地域の活力を生み出す活用」を進めていくこととなる。なお、それぞれの取り組みの中で、文化財への関心や理解が深まるよう先端技術の導入も進めていく。

(3) 文化財を伝える

—文化財に触れ、知る機会を作りだし、文化財への関心を高め、その価値を伝える—

「文化財を伝える」には、子どもたちや地域の人々に文化財の価値を伝えるために、文化財に触れ、知る機会を作る横軸の方向性と、文化財の価値を次世代に伝えるという縦軸の方向性があり、この二つの方向性を意識して進めることで文化財の保存・活用のすそ野を広げ、より効果的な施策・事業を行うことができる。

これまで、県では、文化財に触れる機会や知る機会の創出を図るとともに、ホームペ

ージや SNS、冊子等を通じた文化財の情報発信を進めてきた。今後もこれらの取り組みを発展させて継続していく。加えて、子どもたちや地域住民に向けた体験学習、講座等の取り組みや文化財所有者に所有文化財の価値の説明や公開活用の支援を行うことで地域の保護意識の醸成を図り、文化財を次世代に伝えていく取り組みを行うことが必要と考える。

なお、文化財に興味関心を持つ人々のすそ野を広げていくために文化財のイベント、調査研究の発信等を行っていくが、県と市町村の情報が集約され簡単に情報にアクセスできるように情報発信の一元化に努める。

(4) 人・組織を育てる

—文化財を守り、活かし、伝えるための人材確保と能力向上を推進する—

文化財を守り、活かし、伝えていくためには、文化財の保存・活用に関する知識や経験が豊富な人材や組織を育てることが必要である。そのためには専門職員の人員確保とスキルアップを推進する必要がある。

県は職員の専門性の強化と文化財保護行政に関する能力向上（スキルアップ）に努めるとともに、文化財の保存・活用に係る庁内関係部局との連携を進める。その上で、県は市町村に対して、充実した研修やマニュアル等を提供したり、様々な場面における情報提供や助言を行ったりすることで、市町村職員の能力向上と不足部分を補っていく。一部市町村からは、自治体規模や多岐にわたる業務内容を理由に文化財保護行政の広域的連携への支援要望もあがっていることから、市町村からの相談等に積極的に取り組む。また、次世代を担う人材の育成も進めていく。

4 県と市町村の役割分担

平成12年（2000年）4月の地方分権一括法の施行により、新たな国・都道府県・市町村の役割が明確にされた。ここでは、市町村は一般的に都道府県が処理する事務以外の「地域における事務等」を処理するのに対して、都道府県は市町村を包括する広域の地方自治体として、「地域における事務等」のうち広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされている。それを受けて、全国知事会では地方が処理すべき事務全体の中での都道府県での役割を整理し、①広域的課題への対応、②市町村に対する支援・補完、③地域の総合的なプロデューサー・コーディネーターという三つの役割を担っていく存在となることが求められているとした¹⁾。

本大綱においても、これらの考え方を参考として県と市町村の役割分担について以下のとおり整理する。

まず、県では、広域的自治体として、「文化財の保存・活用に関する基本的考え方の提示」、「広域にまたがる案件に関する調整」及び「市町村が実施する文化財の保存・活用に関する支援・助言」を行うものとする。そして、各市町村は、住民や地

域の文化財に最も近い基礎的自治体として、国・県・市町村指定文化財及び域内に所在する未指定を含めた文化財の保存・活用に係る事務を行うという役割分担とする。

しかし、一市町村のみで専門職員を採用することが難しい文化財類型の業務については、県が助言・支援するとともに、他機関や有識者の紹介、市町村間での広域連携や相互協力の調整等で市町村を支援する。また、緊急的な埋蔵文化財の対応等において市町村から支援の依頼があった場合には、市町村における将来の文化財保護行政の体制強化を求めたうえでその支援を行うものとする。

1) 『地方分権化の都道府県の役割－自治制度研究会報告書－』平成13年7月，全国知事会

第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財をまもる

(1) 「文化財をまもる」意識の醸成

近代的な文化財保護制度が確立するまで、文化財を守り続け、現代まで伝えてきた中心は地域住民である。行政等による様々な文化財保護の仕組みが機能している現代にあっても、文化財を守る基本は、その文化財が地域の誇りであり、地域住民にとっての宝であるという意識にある。これまでは地域社会の中で文化財を大切に守り続けることが自然と受け継がれていたが、少子高齢化や過疎化が進む現代においてはそれが難しくなっているのが現状であり、今後は文化財保護の意識醸成を自治体と地域住民が協力しながら意識的に行っていく必要がある。どんなに詳細な文化財調査や丁寧な修理等を行っても、また、高度な保存技術を駆使したとしても、文化財の保存のために最も重要なことは地域住民や県民のその文化財を守りたいという意識である。そのため、本県はそのような意識を多くの人に持ってもらう取り組みを今後さらに進めていく。特に次世代を担う子どもたちに「文化財をまもる」意識を持ってもらうことが重要であり、子どもたちを対象とした出前授業や体験学習等の機会を通して意識の醸成を図る取り組みを推進する。

(2) 指定等による保護措置の推進

本県は、市町村・大学等が実施する文化財調査をもとに、県を代表する価値を持ち、県民にとって特に重要な文化財について熊本県文化財保護条例に基づく県指定の措置を進めてきた。文化財の指定は、文化財を保護する法的手段として有効な措置であり、今後も市町村と連携して調査を行い、随時県指定の措置を講じていく。市町村指定について考え方や進め方に悩む市町村がある場合は、今後県と市町村職員との継続的な意見交換会の場を設け、その中で指定に向けた考え方や取り組み等について議論や情報交換を行う。また、国指定・選定等についても、文化庁と市町村の間の調整を図りながら市町村に適切な助言を行う。

(3) 文化財に関する悉皆調査等の基礎調査の実施

本県には、長い歴史の中で生まれ、先人から受け継いできた熊本の「宝」といえる多彩で貴重な文化財が数多く残っている。これらの中には、国や地方公共団体の指定等を受け保護の措置が取られている文化財のほか、世界遺産登録や日本遺産認定等によってその価値が広く認められ活用されている文化財も多い。しかし一方で、価値の高い文化財であってもその価値が知られずに指定等の保護措置がなされていない文化財や、災害等の発生に伴い人知れず消滅してしまう文化財があることも

否定できない。

そのような事態を防ぐために、本県はこれまで主要な分野の文化財悉皆調査を実施し、未指定文化財の所在把握等に努めてきた（p61 参照）。これらの悉皆調査によってそれまでは知られていなかった県内所在の文化財の把握が進むとともに、その成果は文化財指定における基礎資料となってきた。また、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨では、この悉皆調査の結果を未指定の建造物や動産文化財の被害状況調査に活用し、文化財ドクター派遣事業や文化財レスキュー事業における有効な基礎資料となった。しかし、全ての文化財類型・分野の調査が完了しているわけではなく、また、過去に実施した調査も時間が経過して追加調査が必要なものがあるため市町村と連携して今後さらなる調査を実施していく。特に、後継者不足等によって存続の危機にあるものが多い無形民俗文化財や災害等により散逸の危険性がある古文書や美術工芸品等の動産文化財の調査については優先して取り組むこととする。また、過去に実施した調査の内容はより多くの人が利用しやすいようにデータベース化等を行い、個人情報の取り扱いに注意した上で公開する取り組みを進めるとともに、調査に伴う図面や写真等の資料も適切に保存・公開することとする。

（４）文化財情報の記録作成

文化財の形状や状態といった様々な情報を把握し記録することは、文化財を保存していく上で最も基本的なことである。また、災害等で被災したり、経年劣化した文化財を復旧、修理したりする場合にも被災・劣化前の正確な文化財情報が必要となる。従来、文化財を記録する方法として、写真撮影や実測図・拓本作成等の方法が主に用いられてきた。近年では、それらに加え三次元計測等の技術を用いることも増加している。三次元計測等を用いた記録作成は、計測等の精度が飛躍的に向上するとともに、非接触で計測できるため文化財を傷める可能性が少なくなるなどのメリットがあり、さらには、計測に係る人的・予算的コストを抑えることが可能となる。

そのため、現在、本県では県内各地の古墳石室等について三次元計測による記録化及び記録化した情報のインターネット上での公開を推進するとともに、三次元計測に関する市町村文化財担当者向けの研修を実施している。また、平成 28 年熊本地震において古墳石室の損傷が多かったことを踏まえて、古墳カルテを作成して県内の古墳及びその保存施設の状態等を市町村と連携し記録化する作業を実施している¹⁾。今後も三次元計測による文化財情報の記録化を進めるとともに、古墳カルテの取り組みをはじめとする文化財毎の適切な文化財情報の記録化の方法や記録の保存・保管方法等の検討を進め、市町村との技術や方法の共有を図っていく。

1) 古墳損傷チェックシートを使用した古墳カルテの内容と記録化の方法については、文化庁・熊本県教育庁 2017『平成 28 年熊本地震による古墳の被災状況について』に記載している。

(5) 文化財保護のための安定的な予算の確保

文化財保護のためには様々な施策を計画的・体系的に行っていく必要があるが、そのうち、文化財保護のための財政的措置を安定的に講じることは文化財保護行政を進める上での土台となる。本県は県指定文化財に対する調査、修理、整備等の事業に対して補助を行うとともに、国指定文化財等における国庫補助事業に伴う随伴補助を実施してきた。しかし、近年は市町村や文化財所有者等からの補助要望が県補助金の予算額を超える状況が続いているのが実状である。文化財の修理等には多額の費用がかかることも多く、特に個人所有の文化財の場合は行政等の外部からの財政支援が十分でなければ修理等の事業が所有者の大きな負担となり、価値を維持する手立てがとられないまま放置される事態となることが懸念される。そのため、文化財が地域及び熊本県のかげがえのない宝であり、社会全体で守っていくべきものであるという共通意識を高め、文化財保護のための取り組みへの住民理解を促進し、安定的な予算措置が図られるよう市町村とともに努めていく。なお、県の文化財担当職員は行政予算の確保のみならず、民間団体の助成や寄附・クラウドファンディングの活用等にも注意を払い、様々な財源の確保について市町村等に適切に助言ができる知識を身につける必要がある。

(6) 災害等への備え

本県でも、火災、地震、風水害等の天災や盗難等の人災によって文化財がき損したり、失われたりすることが発生してきた。平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨のほか、フランスのノートルダム寺院や首里城の火災も記憶に新しい。文化財は過去の多くの人々の努力によって現代まで大切に受け継がれてきたものであり、確実に次世代へつなぐために、天災や人災による被害を極力抑えられるよう事前に防災・防犯の措置を講じなくてはならない。本県では、平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、災害による文化財への被害を防止・軽減し、災害発生時における文化財の保護・救済措置を速やかに行うための『熊本県文化財防災マニュアル』を令和 2 年(2020 年)に作成してインターネット上に公開している。今後も時代や環境の変化に応じてマニュアルを改訂し、文化財防災の方法等について広く周知を図っていく。また、他都道府県で実施されている防犯のために 3D プリンターで仏像等の文化財のレプリカを作成するといった先進事例を参考にしながら、文化財の防災・防犯に関するノウハウを蓄積し、市町村や所有者等が防災・防犯の対策を講じる際に的確な助言ができるようにする。さらに、災害発生時に文化財専門職員の被災地への応援派遣を機動的かつ迅速にできるよう、県内の市町村及び博物館等の関係機関との人的支援に関する協力体制について検討していく。なお、今後起きる様々な災害において、被災した文化財の復旧が適切に進むための基金創設等、恒久的な財源確保についての検討を進める。

(7) 文化財保存のための調査の実施

ア 古墳等に関する調査

文化財の保存においてはその最適な方法等を検討するために基礎的な調査が必要となる。本県では県を代表する文化財である装飾古墳について、継続的に石室内の温湿度調査等の環境調査を実施するとともに、装飾古墳保護のための基礎データを収集して最適な保存方法の検討に活かしている。また、県内各地の古墳の保存状況把握のために古墳カルテを作成し、市町村と連携した記録化の作業を進めている。今後もこれらの取り組みを市町村と連携し進めるとともに、他類型の文化財の保存調査が必要な時は、その手法について研究を進め、研修等を通じて市町村に伝える。

イ 無形民俗文化財の保存・継承に関する取り組み

現在、県内の文化財の保存における喫緊の課題として挙げられるのが、無形民俗文化財の保存と継承の問題である。無形民俗文化財は、他の文化財と比べても地域社会と密接に関わる文化財であり、また、過去から現代まで人々をつなぐ大きな役割を果たしてきた文化財である。しかし、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が減少し、継続的な祭りや行事等の実施が困難になっているところがあるのも実状である。そのため今後、無形民俗文化財を次世代に継承していくための方策について関係市町村との意見交換を進めるとともに、無形民俗文化財を記録する方法についても検討を進める。

(8) 市町村等が実施する文化財修理・調査等事業に対する助言

本県は、市町村や所有者が実施する国・県指定文化財等の修理・調査等事業について財政的な支援を行うとともに、事業内容について協議を重ねながら様々な助言を行ってきた。修理・調査等事業のうち、特に建造物や美術工芸品等の文化財は傷みやすぐ大規模修理を実施する場合は費用負担も莫大となりやすいため、日常の維持管理や環境整備等が重要となる。さらに近年は修理を担う熟練の職人や材料の不足といった課題のほか、建造物の耐震診断や耐震補強の必要性等の課題もある。そのような課題を検討しながら、本県は文化財の保存事業についての知識と経験を積み重ね、今後も市町村や所有者が実施する国・県指定文化財等の保存事業とともに、市町村指定文化財に関する事業にも適切な助言を行っていく。

(9) 関連する機関・団体等との連携

本県では、熊本県文化財保護審議会や文化財保護指導委員等と連携をとりながら県内の文化財保護を進め、また、平成 28 年熊本地震等の災害の際には建築士会や熊本被災史料レスキューネットワーク等の関連団体との連携を強化して文化財復旧に取り組んできた。

熊本県文化財保護審議会は各文化財分野の専門家である委員によって構成され、県はこれまで文化財全般に関する指導・助言を受けてきた。今後も、文化財の保存

のみならず文化財保護全般において専門的立場からの助言を得て文化財保護行政に反映させていく。

また、県内の国・県指定文化財は、本県から委嘱した文化財保護指導委員が定期的に巡視点検を行っている。県及び市町村職員が短い周期で域内の指定等文化財の巡視点検をすることが時間的・人力的にも難しい中、文化財保護指導委員が果たす役割は非常に大きい。実際に文化財保護指導委員によってき損等が発見され、早期に適切な保存の措置が取られた例も数多くあり、今後も文化財保護指導委員と連携を密にして文化財を守るための巡視点検の取り組みを推進していく。また、平成30年（2018年）の文化財保護法改正により市町村における文化財保護指導委員の設置のほか、文化財保存活用支援団体を指定することができるようになったことから、市町村に対し状況に応じた設置を促していく。

また、平成28年熊本地震等の災害の際は、自治体職員のみでは技術的にも人力的にも文化財への対応が難しかったため多くの関連団体等の協力のもと文化財の復旧事業が行われてきた。中でも、日本建築士連合会、熊本県建築士会や熊本被災史料レスキューネットワーク等の関係団体や九州各県のヘリテージマネージャー¹⁾からは多大なる協力を得た。また、災害以外でも、天然記念物の維持管理における日本樹木医会との協力等、様々な関連団体の協力の中で文化財が守られてきた。今後も文化財の保存にあたっては、このような文化財関連団体との密接な連携が必要であるとともに、今後、県内の大学等とも文化財の価値付けや保存・活用の取り組みにおける連携を深めていく必要がある。

- 1) 正式名称は、「地域歴史文化遺産保全活用推進員」。社会的に認められた建築の専門家（建築士等）で歴史文化遺産の保全活用の手法を習得した者のことで、ヘリテージマネージャー養成講習会を修了しヘリテージマネージャーとして登録された者。

(10) 文化財保存のために必要な施設の設置

県内には、装飾古墳館等の博物館・美術館施設があり、それぞれが文化財の保存において役割を果たしている。しかし、他都道府県で見られる県立博物館、埋蔵文化財センター、公文書館等の施設は設置されておらず、文化財保存のための施設が十分に整っているとは言えない現状がある。市町村においても文化財保存のための収蔵施設がない場合や、寄贈・寄託資料の増加等で収蔵スペースが十分に確保できていない場合もある。災害等の有事だけでなく、平時においても文化財を守るための施設を確保することは重要であり、今後、文化財の保存や管理を担う施設の在り方の議論を深めていく必要がある。

(11) 未指定文化財の保存の取り組み

文化財は、地域の歴史やアイデンティティを語り、地域をつなぐ役割を果たすものである。未指定文化財もその一端を担うものであり、地域の文化財がこれからも保存、継承されていくよう文化財悉皆調査を実施するとともに、市町村に対して全

国の取り組みの情報提供を進め相談に応じていく。例えば、熊本市では「郷土文化財」、菊池市では「菊池遺産」として認定制度を設けて地域の未指定文化財の認知向上と保存活用の機運醸成が図られていることから、当該市の協力を得ながら取り組みの狙い、方法、課題等につき県内市町村との情報共有を行う。

なお、未指定文化財は災害時に廃棄されたり劣化が進んだりすることから、大規模災害時には県において被災文化財のレスキュー事業を行い、失われる未指定文化財の救出を図るとともに、被災した未指定文化財の復旧においては文化財の価値や地域をつなぐ役割等を踏まえて県からの支援を検討する。

2 文化財を活かす

文化財の活用は、保存とのバランスが必要であり、かつ、保存の措置を講じた上で行うことが重要である。活用は、「教育・文化的な活用」と「地域の活力を生み出す活用」に分けられ、それぞれの取り組みの中で「デジタル技術の活用」も進められている。

【教育・文化的な活用】

文化財を次世代につないでいくためには、あらゆる世代に文化財への親しみと愛着をもってもらい、地域総がかりで文化財を保護していくという機運の醸成を図っていく必要がある。そのためには、学校教育や社会教育等の現場において、文化財が持つ価値やその魅力について積極的に伝えていく必要がある。特に、次世代を担う子どもたちが早い時期から自分たちが暮らしている地域の文化財に触れ、学ぶ機会をもつことは、地域を愛する心を育むとともに地域への誇りや愛着をもつことにつながる。そのため、子どもたちが理屈ではなく心で文化財を感じるということが重要であり、そのような視点での活用が必要となる。

(1) 学校教育・社会教育と連携した文化財の活用

本県は、子どもたち向けの文化財の活用として、装飾古墳館や歴史公園鞠智城・温故創生館において学校等の団体や子ども向けの古代体験教室・子ども体験フェスタを実施し、気軽に楽しく文化財に触れてもらう機会を作るとともに、平成 28 年熊本地震後は被災文化財の復旧をテーマに文化財の保存と継承について理解を深める出前授業を県内各地の小・中学校で実施している。

そのほか、本県は発掘調査現場の公開や体験発掘等を始めとした埋蔵文化財をテーマとした文化財の活用を進めるとともに、博物館等において企画展・講演会・シンポジウム等の様々な活用の取り組みを進めてきた。特に、装飾古墳館が中心となって取り組んできた県内の装飾古墳一斉公開事業は広域にわたる文化財の活用としての好例である。また、平成 28 年熊本地震後は被災した文化財の復旧の取り組みを伝える講演会やパネル展を実施してきた。また、昭和 49 年（1974 年）に文化財保護の周知啓発を目的として設置された熊本県文化財保護協会では毎月文化財

に関する研修会を実施する等の取り組みを実施しており、本県も連携してきた。

このように、本県は多種多様な文化財の活用事業を様々な関係機関と連携しながら積極的に展開してきたところであり、今後もこのような事業を継続して行っていくとともに、これまで同様に学校教育等と連携しながら文化財への親しみや愛着を深めてもらう取り組みを推進する。特に、文化財を次世代につなぐためには、子どもたち、そして文化財が所在する地域住民に文化財に触れ、知ってもらう機会をこれまで以上に作っていくことが必要である。そのため、子どもたちやファミリー層を対象とした文化財の活用を積極的に進めていく。また、これまで本県が実施してきた出前授業や体験教室等の活用事業のノウハウを市町村等に伝え、市町村においても取り組みが図られていくよう支援する。

【地域の活力を生み出す活用】

文化財は、その土地特有の歴史・風土の中で生まれ伝えられてきたものであり、地域を代表するものである。そのような特徴を持つ文化財は、地域のアイデンティティを表すものであり、文化財の活用は、地域の潜在力を引き出し、その活力を生み出すことにつながる。

現在、全国各地で様々な文化財が活用されており、特に近年は、観光や地域活性化に向けた活用が積極的に行われている。このことは、外国人観光客等の増加に伴う戦略的なインバウンドの推進や、過疎化等に伴う地域社会の衰退等の現代日本が取り組むべき課題と密接に関係している。

(1) 文化財で地域の活力を生み出す取り組み

文化財の活用においては、単に観光客を呼ぶためではなく、地域の活力を生み出すという視点が重要である。文化財を活用した取り組みを通じて、地域の人々が日々の生活の中での文化財との関わりに改めて気づき、文化財への関心や保護意識が高まるということが最初になくてはならない。それを出発点とした上で、文化財をツールとして地域の交流人口増加や経済的恩恵につなげていくことを考えていかななくてはならない。地域の多様な文化財をストーリー化して地域住民や観光客にわかりやすく魅力を示すほか、地域の伝統、文化、食、生活の営み等を組み合わせるなど、観光商品化するなど、文化財単体でなく地域全体の価値を作り出す要素として文化財を捉えることが重要である。また、外国人労働者と地域の人々をつなぐために文化財を活用する視点も地域の活力を生み出すという観点から必要である。そのため、本県職員は文化財の活用に係る知識と情報を積極的に学び、市町村からの相談に適切に応じられる力を蓄えるとともに、研修や会議を通じた市町村への情報提供等の取り組みを推進する。

なお、文化財の観光活用では、オーバーツーリズム、オーバーユースによる文化財への影響の問題がある。また、地域で観光客を受け入れる場合、地域の過度な負担や犠牲によって誘客の取り組みがなされることは本末転倒である。観光面での活

用においては、文化財への影響と地域の負担度合いを十分に考慮し、事前に関係者と協議し対応策を講じていく。

(2) 文化財活用事例の収集と情報提供

全国において多様な文化財の活用が行われる中で、県内の市町村職員が各地で文化財の活用がどのようなやり方で実施されているかを知る機会が少ないという実状がある。そのため、本県は全国の文化財活用事例を情報収集し、活用事例集を作成して市町村等に情報発信を行っている。今後も市町村が展開する活用事業等に的確な助言ができるよう最新の活用事例の情報収集と県内市町村への発信を行っていく。また、全国の優れた活用事例等を参考にしながら本県が管理・運営する施設等においてもさらなる文化財の活用を推進していく。

(3) 活用における広域連携の推進

文化財の活用は、単独の市町村や団体のみで行う場合もあるが、近年は、共通の歴史・文化に基づくテーマ・ストーリーを共有する市町村等が連携して文化財の活用を実施する例が増加している。特に、世界遺産や日本遺産における活用はその顕著な例といえる。本県はこれまでも広域連携における活用事業に関わってきたが、今後も県内において市町村の枠を超えた文化財活用の取り組みをさらに進められるよう関係市町村間の調整や取り組みへの助言等を行っていく。また、文化財活用の取り組みを発展させていくためには、活用に取り組む市町村がお互いの活用事例や方法等について学び合い議論する機会が必要である。そのために本県は活用に関する研修や意見交換の場を設けてそのような機会を提供していくこととする。

(4) 文化財を活かした観光・まちづくり等における他部局・民間団体等との連携の強化

文化財保護は、自治体の文化財担当部局のみで所管するものではなく、地域社会全体で取り組んでいくべきものである。特に文化財の活用は、観光、まちづくり、定住促進等、様々な分野と連携することによってより大きな相乗効果をもたらすものであり、地域コミュニティの衰退といった現代社会の問題への対処という点でも重要な役割を果たすものである。また、近年は住民参加型のまちづくり活動が広く行われており、文化財の分野でもガイド活動を始めとして活用事業における住民参加が重要な役割を担っている。そのため文化財の活用にあたっては、自治体内の関係部局や地域住民、民間団体等と連携をとりながら推進する必要がある。これまでも本県は、庁内の観光・まちづくり部局等との連携のもと、文化財に関する冊子づくりやシンポジウム等を実施してきたが、今後もこのような関係各部局や団体との連携を引き続き強化しながら情報発信を始めとした文化財の活用事業を推進する。

【デジタル技術の活用】

(1) デジタル技術を活用した取り組みの推進

近年、文化財の活用においてデジタル技術の利用が盛んとなっている。特にAR、VRの技術は、普段見ることのできない空間（保存上の問題等で公開が難しい建造物や古墳の内部等）を公開できるほか、現存しない建造物や景観を再現できるなど、文化財をより分かりやすく手軽に体感できる非常に有効なツールである。本県はデジタル技術の活用の取り組みの一環として、装飾文様の保護のため通常は立ち入ることができない装飾古墳の古墳石室等の三次元計測を実施し、インターネット上で公開する取り組みを実施している¹⁾。このようなデジタル技術の活用は、文化財をこれまで身近に感じることはできない、あるいは文化財の専門的な知識がない人にも気軽に文化財に触れてもらえるものである。本県は、今後もデジタル技術を応用した文化財活用についての情報と実績を蓄積していくとともに、それらのノウハウについて研修等を通して市町村に伝えることを推進する。

1) 3Dデータ閲覧サイト「Sketchfab」(<https://sketchfab.com/kumamotobunka>)で公開。

3 文化財を伝える

(1) 文化財に触れ、知る機会の創出

文化財の価値を伝えるために、実際に本物の文化財に触れ、知る機会を提供することは、文化財に対する親しみや愛着を持ってもらうための大きな手段の一つである。文化財に触れる機会の創出として、本県が運営・管理する装飾古墳館・美術館では、これまでも文化財に関する様々な展示事業等を積極的に実施してきた。特に、保存のため日常的な公開が難しい装飾古墳は、石室等の精巧なレプリカを作成し装飾古墳館や美術館において間近で見られるようにするとともに、保存への影響が極力少ない時期には実際の装飾古墳の公開を実施するなど、県民等が間近に文化財に触れる機会を創出してきた。また、本県では埋蔵文化財の分野でも発掘調査に伴う現地説明会等を継続して行い、その成果を県民に広く伝える報告会を実施してきた。今後も文化財に触れる機会を増やしていくために、本県施設での文化財の展示を実施していくとともに県内の美術館や博物館等との連携を進める。また、特に埋蔵文化財は地域に密着しているものであることから、地域住民の関心を高め、これまで埋蔵文化財に触れる機会が少なかった住民にも参加してもらえるような分かりやすく親しみやすい現地説明会等の開催を推進していく。

さらに、近年は歴史的建造物等で会議やレセプション等を開催することで特別感を演出するユニークベニューの取り組みも各地で進められており、そのような文化財の活用手法についても情報提供を行っていく。

また、文化財を知る機会の創出として、本県はこれまで定期的に文化財に関する講座やシンポジウムの開催のほか、文化財のガイドツアーやフォトコンテストの実施等、多くの人々に文化財の価値を知ってもらう機会を提供してきた。さらに、平成28年熊本地震後は被災した文化財の復旧の取り組みを伝える講演会やパネル展

のほか、地域に残る文化財の価値等について小・中学生に伝える出前授業を県内各地で実施している。今後も、学校教育や社会教育と連携しながら多くの人が文化財の価値等について知ってもらう機会を作り出していく。

(2) ホームページや SNS、冊子等を通じた文化財の情報発信の推進

現代の情報化社会では様々な方法で文化財の情報発信が行われている。本県は、過去の発掘調査報告書・現地説明会資料等について、「全国遺跡報告総覧」（代表機関：国立文化財機構奈良文化財研究所）においてインターネット上での公開を行っている。また、県ホームページのほか、美術館、装飾古墳館及び歴史公園鞠智城・温故創生館では、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等の SNS を活用した情報発信を積極的に行っている。

今後も、多くの人が手軽に文化財の情報に接し、文化財の価値等について知ってもらう機会を作るためにホームページや SNS 等を活用した情報発信をさらに推進する。併せて、今後は県内全域の文化財に関する情報（文化財の解説、活用イベント情報等）を発信できるようなポータルサイトの構築にも取り組んでいく。

なお、近年は本県を訪れる外国人観光客も増加していることから必要に応じて多言語化も進める。

(3) 子どもたちや地域住民に向けた文化財を次世代に伝える取り組み

次世代に文化財の価値を伝えるためには、特に子どもたちや文化財をこれまで守り、伝え続け、これからもその担い手となる地域住民に文化財の価値を知ってもらい、次世代に伝えるべきものであるという意識を醸成することが必要である。これまでは、地域社会で生活する中において地域にとって貴重なモノ（文化財）を次世代に伝えるという意識が自ずと生み出されてきた。しかし、過疎化や少子高齢化が進む現代社会において文化財を次世代につなぐためには、その価値を積極的に伝える取り組みが必要である。そのため、子どもたちを対象に学校教育と連携しながら、出前授業や体験学習といった各種活用の取り組みを推進する。また、各地域に身近に存在する文化財について地域住民がその存在や価値をより知ることができるよう、ガイドツアーや講座等を通じて文化財の理解を深めてもらうための取り組みを市町村と連携して推進する。

(4) 文化財所有者に向けた文化財を次世代に伝える取り組み

民間所有の文化財は、代替わり等によって所有者が変わった際に文化財の価値への理解が正しく引き継がれない場合があり、そのため所有者の文化財を保護する意識が希薄になってしまうことがある。貴重な文化財が正しく保存・活用され次世代に伝わるようにするためには、まず所有者がその価値を理解することが必要である。そして、その価値を地域で共有するために公開活用につなげることができれば、文化財の保護意識の強化につながる。そのため、市町村と連携して文化財所有者向け

にその価値を説明する機会を設けるとともに、文化財の公開等の活用を進めることにより文化財が適切に次世代に伝わるよう促していく。

(5) 文化財の調査研究成果の発信

本県では、長年取り組みを進めている装飾古墳や鞠智城跡の調査研究の成果について紀要や論文集にまとめインターネット上で公開を行うとともに、埋蔵文化財の発掘調査に関してはその内容と成果を報告書として刊行しインターネット上で公開している。そのほか、各種講座やシンポジウムを通して多くの人にその成果について知っていただく取り組みを毎年実施している。今後も、本県が進める文化財の調査研究の内容及び成果について継続的な発信を進めていくとともに過去の調査成果で広く周知ができていないものは周知の方法について検討を進める。

4 人・組織を育てる

(1) 文化財各分野の専門性の強化及び組織体制の充実

本県では、文化財専門職員の大多数を占める埋蔵文化財専門職員と県文化課に配属された文化財保護主事（教員）が、市町村等と連携しながら文化財保護行政を行ってきた。しかし、文化財専門職員のいない分野の文化財については、深い専門的知識や経験を持っていないため対応が難しい場合があったことから、専門性を強化するために埋蔵文化財以外の文化財専門職員の採用を進めている。今後も各分野の専門性と文化財保護の体制を強化するため、日本史、民俗、美術工芸、建造物等バランスの取れた文化財専門職員の配置に努めていく。

また、県文化課は、平成 30 年度（2018 年度）に組織改編を行い、文化財調査班、文化財活用班、総務班の三班体制となった。新たに設置した文化財活用班は文化財活用の推進を目指したものであり、文化財保護行政の新しいニーズに対応するものである。引き続き文化財保護における様々な状況に対応できるよう組織体制を整えていく。

(2) 文化財専門職員としてのスキルアップ

文化財を次世代につないでいくためには、文化財を守り、活かし、伝える専門家や担い手を育成することが重要である。文化財自体は脆弱なものも多く、また、その価値を自ら語るものではないため様々な知識や技術を持つ人々がそれぞれの立場で文化財に関わっていかなければ文化財を次世代へつなぐことは不可能である。そのため、文化財に関わる人材を増やし、かつ、その人材を育成していくことが文化財保護にとって重要である¹⁾。

特に、自治体の文化財専門職員は、地域住民とともに地域の文化財を守り、活かし、伝える担い手の中心となる存在であり、さらに地域内外の有識者等の関係者と

協働しながら文化財保護のリーダーシップをとる存在であるため文化財保護の知識を深め、技術を磨いていく必要がある。

本県は、県文化課の文化財専門職員が文化庁等で開催される新任者研修や講座等を受講し、文化財専門職員としての技術を磨く取り組みを行っており、今後も各種研修等を通して文化財保護行政や専門技術等のスキルアップを図っていく。また、市町村職員向けには本県が文化財の保存・活用に関する研修を実施していく。さらに、様々な立場での文化財保護を経験しスキルアップを図るために、これまでも実施してきた国・県・市町村間の人事交流を必要に応じて行っていく。

- 1) 文化財保護法等の改正に伴う衆参両院における附帯決議でも文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置について、以下のとおり国及び地方公共団体がより積極的な取り組みを行うことと示されている。

「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと」「(文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議)(平成30年5月18日衆議院文部科学委員会、平成30年5月31日参議院文教科学委員会)より一部抜粋)」

(3) 庁内関係部局との連携推進

近年、文化財保護は文化財担当部局のみで行うのではなく自治体内の各部局が連携しながら文化財の保存・活用を推進する時代になっているといえる。特に、観光振興、まちづくり、地域振興、定住促進、外国人観光客の受け入れなど様々な分野において文化財が活用されるにつれて関係する部局との連携がますます重要となってきた。そのため、今後も庁内における関係部局間の連携を推進するとともに、特にインバウンドへの対応や地域の活力を生み出す文化財の活用においては、庁内の観光・まちづくり担当部局と共に取り組むことが必要であるため、今後連携を強化しながら文化財保護のための組織づくりを推進していく。

(4) 次世代を担う人材の育成

文化財を次世代につなぐためには、将来、文化財に携わっていく人材を育てることが重要である。本県は、平成24年度(2012年度)から若手研究者を対象とした「鞠智城跡特別研究事業」を実施するなど、鞠智城に関わる若い人材の育成に努めてきた。今後もそのような調査・研究等の面において各大学や大学生等と文化財に関する共同事業等を実施し、次世代を担う人材が文化財との関わりを深める取り組みを推進していく。また、文化財について学ぶ大学生を対象にインターンシップ等の制度を活用しながら、本県の文化財保護の現場を経験してもらうことも若い世代の人材育成につながる。そのほか、学校教育において子どもたちに文化財について学び、親しみ・愛着を深めてもらう機会を作っていくことも重要である。今後そのような取り組みを進め、将来、文化財保護の専門家となる人材を育てるとともに文化財を守り、活かす地域の担い手となる人材を数多く輩出する取り組みを推進する。

第5章 県内の市町村への支援の方針

1 文化財をまもる

(1) 「文化財をまもる」意識の醸成のための支援

文化財を守るためには、地域住民や子どもたちに文化財の価値を伝え、次世代につなぐべきものという意識を持ってもらうことが重要であるため、文化財保護の意識醸成を自治体と地域住民が協力しながら行っていく必要がある。本県は「文化財をまもる」意識を醸成するため子どもたちを対象とした出前授業や体験学習のほか、各種講座等を行ってきた。今後、本県が実施してきた「文化財をまもる」意識醸成のための取り組みのノウハウを市町村に伝えるとともに、市町村が実施する文化財所有者への価値に関する説明や公開等の取り組みへの支援を行う。

(2) 文化財の指定に向けた調査・手続等への支援

文化財を守り確実に次世代につなぐには法的な保護措置である指定等を行うことが有効な手段であり、文化財の指定等に当たっては事前に詳細な調査を実施し、文化財の価値を明らかにする必要がある。また、価値を明らかにするだけでなく指定前には様々な調整や事務手続きが必要となる。指定に向けた文化財の調査は市町村が担うこととなるが、本県は市町村が実施する調査等が適切かつ円滑に行えるよう助言を行うとともに、国指定に向けては文化庁と市町村の間で調整を行う。また、市町村指定文化財についても適切に指定が進むよう指定の考え方や進め方について市町村に対する助言を行う。

(3) 文化財情報の記録作成への支援

本県では、文化財の記録を作成するために非接触での計測が可能であり、計測に係る人的・予算的コストを抑えることができる三次元計測による記録作成のほか、市町村とともに古墳カルテによる古墳やその保存施設の状態の記録作成等を実施している。市町村において、より効率的に、かつ確実に文化財情報の記録化を進めることができるように今後、研修等を通して文化財の記録化のノウハウを市町村に伝える。

(4) 市町村が実施する修理・調査等事業に対する支援

市町村は、域内の文化財を守るために文化財の悉皆調査等の基礎調査や文化財の修理・調査等事業を実施している。本県では、これまでも市町村が実施するこれらの事業について助言等を行ってきたが、今後も引き続き技術的な助言を行うとともに必要に応じて共同で作業を進める。また、市町村の文化財専門職員は埋蔵文化財の専門職員が大多数であるため、埋蔵文化財以外の文化財に関する修理・調査等事

業においては本県の文化財各分野の専門職員が相談等に応じるとともに、本県にも専門職員がない分野は大学等の専門家との橋渡しを行う。なお、修理・調査等事業を国庫補助事業で実施する場合は文化庁との調整を行い、円滑に事業が進むよう支援を行う。

(5) 広域的かつ共通性の高い文化財保存の問題に対する取り組み

文化財の保存方法等については、各市町村が域内の個々の文化財のみ検討するのではなく、より広域的な視点から検討を実施したほうがよい場合もある。例えば、熊本県内に特徴的な装飾古墳の彩色等の保存や、平成 28 年熊本地震で浮き彫りとなった古墳石室等の石造文化財の記録や保存、そして、県内各地における無形民俗文化財の保存と継承についての課題等があげられる。

このように共通性の高い文化財保存の取り組みについて、各市町村が個々で検討するよりも、市町村の枠を超えて広域的に検討したほうがより効果の得られる場合は、県が主導し市町村と連携しながら課題に取り組み、その成果を各市町村へ還元していくこととする。

(6) 文化財保存活用地域計画・保存活用計画等の計画作成支援

本県は市町村に対して、大綱を勘案して市町村が作成する各区域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画及び個々の文化財について保存・活用の考え方を明確化する保存活用計画の作成の必要性について説明会等を通じて伝えていく。

文化財保存活用地域計画については、市町村に対し作成における助言等を行うとともに過去に県が行った各種調査のデータや計画作成に係る制度及び先進事例等の情報提供を行う。なお、作成が困難な市町村に対しては県から作成に関する支援等を行うとともに、単独での作成が難しい場合は近隣の市町村との連携等について調整を行う。

文化財ごとに策定を行う保存活用計画については、これまでも市町村等が作成する場合には、本県が策定委員会等に参画するなど様々な助言等を行ってきたところである。個々の文化財はそれぞれに特性があり、その特性に合わせた保存・活用の取り組みが今後さらに求められてくる。そのため、市町村に対し文化財の保存活用計画の作成を促すとともに必要に応じた支援を行う。

(7) 建築基準法の適用除外を検討する場合の助言

建築基準法では、重要文化財等の国指定文化財は自動的に建築基準法の適用が除外されるが、それ以外の歴史的建造物は増改築や用途変更等にあたって、原則として現行基準に適合させる必要がある。しかし、文化財の価値を損なわずに建築基準法に適合させることが難しい場合も多い。そのため、建築基準法の適用除外を検討する市町村に対して関連する情報提供を行う。

2 文化財を活かす

(1) 文化財活用についての支援

文化財を活用するにあたって、市町村によっては文化財の活用の目的や方法がわからないという悩みを抱えているところもある。そのため、本県が実施する研修等を通して文化財活用の目的等について伝えるとともにその方法を市町村と一緒に検討していく。また、全国での文化財活用事例等について本県がとりまとめ市町村に伝えるとともに、市町村が文化財活用を行う際に助言を行う。

(2) 子どもたちに向けた文化財活用における市町村への支援

本県では、全国の文化財活用の先進事例を集めた活用事例集を作成して市町村へ提供しているところであるが、今後も定期的に内容を更新しながら、特に子どもたち向けの文化財活用事例についても積極的に市町村へ情報提供を行っていく。また、これまで実施してきた子どもたち向けの活用事業のノウハウを本県が実施する研修を通じて市町村に伝えていく。

(3) 文化財を活用した地域の活力を生み出す取り組みへの支援

近年、市町村では、世界遺産や日本遺産、あるいは市町村独自の取り組みによる文化財の活用が活発に行われており、文化財によって地域の活力を生み出そうという動きが盛んである。それら市町村の文化財活用の取り組みをさらに磨き上げ、より総合的かつ効果的に事業を進めることができるよう、今後も文化財活用事例集や補助事業や各種助成等の事業支援メニュー一覧を作成していくほか、市町村や関係団体等を対象とした文化財活用に関する研修、ワークショップ、講演会等の機会を提供し、市町村の文化財活用を後押しする取り組みを進める。

3 文化財を伝える

(1) 文化財に触れ、知る機会の創出における支援

本県はこれまで、装飾古墳館や美術館等における文化財の展示公開や発掘調査現場の現地公開等を数多く実施してきた。近年は、三次元計測によって得られた古墳石室や石造物の3Dデータの公開を行っている。このような本県で実施してきた文化財を伝える手段等のノウハウについて、本県が実施する研修や現地での実習等を通して市町村に伝え、その取り組みを支援することとする。

(2) 文化財の情報発信における支援

本県は、県内の文化財について多くの人に知ってもらうため、ホームページやSNSを用いた文化財の情報発信を進めているところである。今後は、県内の様々な

文化財情報をより効果的に発信できるような取り組みを進めていくとともに、その中で各市町村の文化財についても様々な発信ができるように取り組んでいく。

(3) 文化財を次世代に伝える取り組みへの支援

市町村においては、これまでも文化財を確実に次世代につなぐために文化財所有者のほか、子どもたちや地域住民等に文化財の価値を伝える様々な取り組みを実施している。文化財は次世代に伝えるべきものであるという意識を今後さらに醸成していくためには、文化財所有者への文化財の価値についての説明を行うことや、博物館や美術館等の公開施設をもたない市町村においても文化財公開を行っていくことが重要である。また、子どもたちへの出前授業や体験学習の実施、地域住民を対象とした文化財講座の実施等も必要となる。そのため、本県は市町村に対し、文化財を次世代に伝える取り組みのノウハウを伝えるとともに、必要に応じて協力して取り組むこととする。

4 人・組織を育てる

(1) 文化財保護のための研修の充実

文化財専門職員は、文化財の保護を担う重要で不可欠な専門的人材であり、必要な知識や技術を習得するとともに、それを磨いていくことが必要である。しかし、文化財保護の考え方や方法は常に変化するものであり、それらを学習し習得する機会が十分に持てないことが課題としてある。また、文化財専門職員でも新採職員等

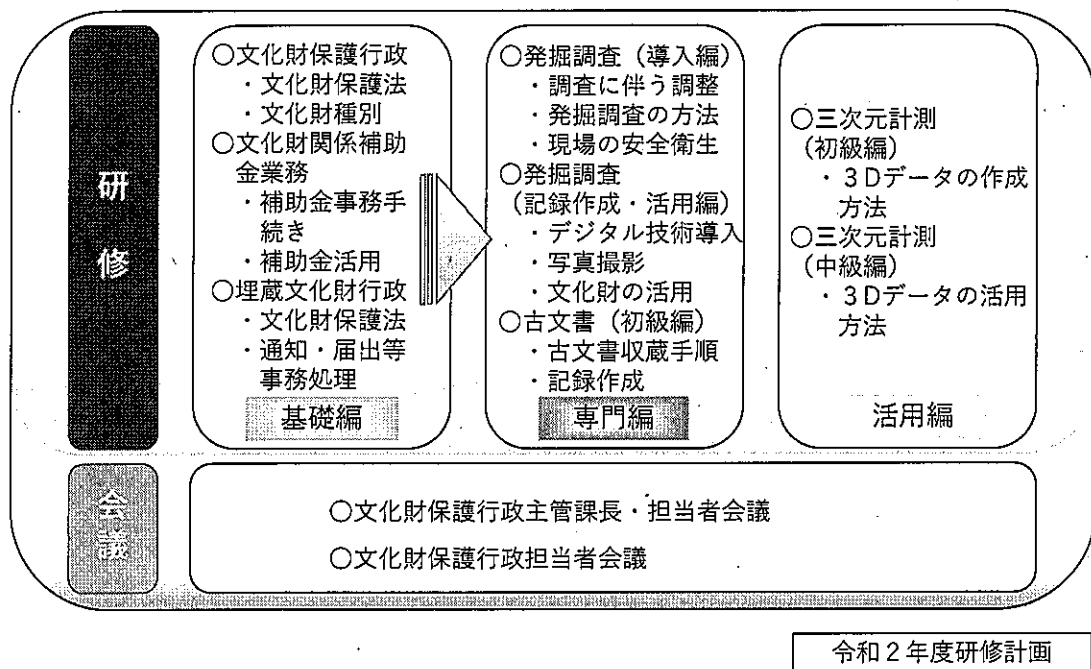


図 11 熊本県文化課が実施する市町村職員向け研修例

の経験の浅い職員や、異動等により初めて文化財担当になった事務職員等は文化財保護の基礎知識をしっかりと学ぶ機会がないまま日々の業務にあたらなければならないという実態もある。そのため本県は、市町村の文化財担当職員向けに図8のように、基礎編、専門編、活用編という習熟度等に合わせた三つの体系の研修を実施するとともに、文化財保護行政主管課長・担当者会議等の会議を実施している。今後も、社会情勢や要望にあった研修内容を検討しながら市町村の文化財担当職員向けの研修を進めていく。

また、本県と市町村の文化財担当者の文化財の保存・活用に関する情報共有等を行う場としての意見交換会を実施していく。

(2) 文化財専門職員不在の市町村への支援

本県では45市町村中、31市町村に文化財専門職員が配置されている¹⁾。市町村において文化財の保存・活用が確実かつ継続的に実行されていくためには、文化財専門職員を中心として文化財保護の取り組みが進められることが望ましい。そのため本県は、文化財専門職員が配置されている市町村に対して今後も文化財保護行政における各種助言を行い、引き続き連携して文化財の保存・活用に取り組む。一方、未配置の市町村へは配置のメリットを日頃から伝え配置を促すとともに、人員不足等により文化財保護業務に支障が生じる事態に直面した市町村には、文化財専門職員の配置の検討を前提に直近の課題について一時的に県が支援する。また、市町村へ大学等の文化財の専門家を紹介するなど、市町村と専門家の橋渡しの役割も果たしていく。

1) 文化財専門職員は採用されているが文化財部局以外に配置されている市町村は、文化財専門職員配置市町村には含めていない(令和2年度(2020年度)現在)。

(3) 文化財保護のための広域連携推進への調整・支援

ア 文化財の保存・活用における広域連携

近年は、各地域の文化財の特徴をグループとして捉え、一つの市町村だけでなく複数の市町村にまたがって文化財の保存・活用の取り組みを進めることが増加してきている。平成25年(2013年)に国史跡に指定された「西南戦争遺跡」は玉東町と熊本市(旧植木町)が協働して国指定化を進め、活用の面でも連携して取り組んでいる。また、日本遺産に認定された県北の菊池川流域や県南の人吉球磨地域においても、共通のストーリーを構成する文化財を有する市町村が連携して協議会を立ち上げて活用の取り組みを進めている。文化財そのものは点として存在するものが多いが、これらの点と点が繋がり面として広がりを持つことで新たな価値が見出され、地域に特徴的な歴史と文化をより理解しやすくなるということが「文化財を活かし、伝える」という点においてこれからさらに重要となる。そのため、文化財の保存・活用の面において市町村が広域連携の取り組みを行う場合、助言や調整等の支援を行う。

イ 文化財保護行政における広域連携

小規模市町村の中には、文化財専門職員の未配置や業務多忙等の理由により、独自に文化財保護の施策を展開することが困難なところもある。その場合、広域連携の仕組みを活用し周辺の市町村と連携することによって文化財の保存・活用の取り組みを進めることができる可能性も大きい。そのため、市町村が文化財保護行政における広域連携を進める場合、助言や調整等の支援を行う。

(4) 災害時における人的・技術的支援

本県は、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨をはじめ文化財に多大な被害をもたらした大きな災害を経験してきた。災害時には文化財担当の市町村職員も他の職員と同様に、地域の避難所運営といった住民の生命と安全に関わる業務に携わることになるため、被災した文化財への初動対応は遅れざるを得ない状況にある。そのため、本県は市町村職員で対応できない被災文化財への対応として、指定文化財の被害状況確認や未指定文化財に対する文化財レスキューを被災市町村の文化財担当職員との情報共有を行いながら実施してきた。今後も災害が発生することを念頭に置きながら、災害時における県から被災市町村への人的・技術的支援のほか、非被災市町村から被災市町村への支援と連携等の在り方についても検討を進め、災害時における支援体制の充実を図る。

第6章 防災及び災害発生時の対応

1 はじめに

本県は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨と、大規模災害に続けてみまわれた。近年、大規模災害は多発しており、もはや想定外ではなく通常に起こりうると認識せざるを得ない。この厳しい現状認識に立ち今後の防災及び災害発生時の対応を検討する必要がある。

県では、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨における文化財の災害対応の経験により、文化財の所在把握等のための悉皆調査の重要性、文化財及び関係資料の保管場所についての考え方、デジタル技術による記録やレプリカ作成の有効性、県や市町村間での応援体制構築の必要性等多くの知見を得た。これらの知見をもとに本章では「平時」、「災害発生時」、「復旧期」の三期に分けて基本的な対応を示す。

なお、防災及び災害発生時の具体的対応については、令和2年(2020年)に『熊本県文化財防災マニュアル』¹⁾を作成し県のホームページに掲載している。

1)『熊本県文化財防災マニュアル(令和2年5月、熊本県教育委員会)』

2 各期における対応

(1) 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

(文化財の所在及び所有者の把握)

災害発生時、文化財の被害把握や被災文化財を緊急に救出する文化財レスキュー事業を行うにあたっては、日ごろから文化財の所在、所有者等の基礎的情報を把握しておくことが重要である。市町村では、日ごろから基礎的情報の把握に努めるとともに、県では文化財類型毎に所在、所有者等の属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。

県で過去に実施した悉皆調査は、第4章で示したとおり平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨での文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業での有効な基礎資料となったが、調査から時間が経過して所在場所や所有者が変わったり、分からなくなったりしているものも存在したことから、県では市町村からの情報や文化財保護指導委員の協力を得て情報の更新を行うとともに、個人情報取り扱いに注意しながら情報共有のためのデータベース作成に取り組んでいく。

なお、悉皆調査は災害への備えという観点から、散逸の危険性が高い古文書や美術工芸品等の動産文化財の調査や情報更新のための追加調査を優先して実施する。

(記録の作成)

災害時の文化財の被害把握と救出のため、最低限、文化財の所在と所有者の把握が必要である。正確な所在地情報の把握のため GIS による位置情報も記録する。県は災害時に即応できるよう、悉皆調査と併せてそれらの情報のデータベース化を進めていき、随時市町村からの情報をもとに更新する。

災害によって滅失又はき損した文化財の復旧には、復元に利用できる水準の記録が必要である。建造物、史跡、動産文化財等の形状の復元には、従来の写真、図面等に加えて、三次元技術 (SfM、MVS、レーザースキャナーによる計測等) によるデータがたいへん有効であり、今後三次元技術による記録を進めていく。

さらに次の段階には、文化財の価値付けができる水準の学術的調査としての記録作成がある。これは災害とは関連せずに文化財の保存・活用という観点で取り組むべきであるが、その成果は文化財の滅失又はき損した場合の詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となる。

(災害のリスクの把握と周知)

災害に備え、所有者等や文化財保護行政担当部局は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。

そのため、県は市町村とともに、国、県及び市町村が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策をうながしていく。

(日常的な防災対策の促進)

文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別毎に文化庁からのガイドライン^{1)・2)}が出されており、所有者等に対してその内容の周知を行うとともにそれらを参照した対策を働きかける。具体的には、火災対策としての消火器、自動火災報知機、消火栓等の設置や点検、風水害対策としての排水施設や法面の保護、地震対策としての耐震補強等がある。県は、所有者等に対してそれらの対策を講じるように求めるとともに対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。

また、日常的な防災対策としては文化財近辺から可燃物の撤去や周辺雑木の除去、ハザードマップ等により確認した被災可能性の高い場所からの文化財の移動等、比較的簡易な対策も有効である。県は市町村とともに所有者等に対策をうながすとともに防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

- 1) 「重要文化財 (建造物) 耐震予備診断実施要領 (平成 24 年 6 月改正)」、「重要文化財 (建造物) 耐震基礎診断実施要領 (平成 24 年 6 月改正)」、「重要文化財 (建造物) 耐震診断指針 (平成 24 年 6 月改正)」、「重要文化財 (建造物) 耐震診断・耐震補強の手引 (改訂版) (平成 29 年 3 月改定)」、「重要文化財 (建造物) の耐震対策について (平成 30 年 8 月 9 日)」、「重要文化財 (建造物) の地震に対する対処方針の作成指針 (平成 30 年 8 月 9 日)」、「伝統的建造物群の耐震対策の

手引き（令和2年1月）、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（平成8年1月17日）」

- 2) 『国宝・重要文化財の防火対策ガイドライン（令和元年12月25日改定、文化庁）』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館の防火対策ガイドライン（令和元年12月改定、文化庁）』

（災害が想定される際の事前対策の働きかけ）

災害への備えでは、日常的な対策と緊急的な事前対策がある。

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、市町村を通じて所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

（災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理）

災害発生時には、被災市町村は人命救助、避難所対応等の業務に追われることになり被災文化財の状況把握や緊急的な保護に取り組むことができない場合が多い。また、被災文化財の保護には保存修理の専門的な知識が必要になることもあるため、被災した市町村のみで対応を完結することは難しく、県、他市町村、文化財防災センター¹⁾、熊本被災史料レスキューネットワーク²⁾等の県内外の関係機関、大学、他県の自治体等との連携が必要になる。そのため、県では災害発生時に被災市町村が関係機関等の支援を受け速やかな災害対応が行えるように、これらの機関等との連絡体制と、災害発生時における支援要請の手順についてあらかじめ整理しておく。

- 1) 東日本大震災等における文化財救出の対応を契機に平成26年（2014年）から独立行政法人国立文化財機構が実施した「文化財防災ネットワーク推進事業」（文化庁補助事業）を踏まえ、令和2年（2020年）10月に設立された組織。災害発生時の文化財救出における初動対応の更なる迅速化と連携・情報共有の強化を図り、文化財防災体制の構築を行う。事務局を独立行政法人国立文化財機構に置く。
- 2) 平成28年熊本地震を契機に平成28年（2016年）4月に設立された組織。災害により貴重な歴史遺産が失われることを防ぐため、被災した家屋に残されている古文書等の救出活動等を行う。主に熊本県内の大学教員や博物館の学芸員等で構成される組織であり、事務局を熊本大学永青文庫研究センターに置く。

（2）災害発生時の対応

（情報収集と関係機関への報告）

災害発生時には、速やかに文化財の被害状況を把握する必要がある。被害状況の把握は以後の国、県の支援の根拠となるため、県及び市町村は二次被害に留意しながら早急な情報収集を図る。文化財の被害は市町村が確認を行うが、市町村職員ができない場合には、県が代行して関係機関等からの情報も参考にしつつ被害状況調査を行う。また、歴史的建造物については、被害状況次第では市町村、ヘリテージマネージャー、大学等の支援を受けて調査を行う文化財ドクター派遣事業を実施することもある。

県が収集した文化財の被害情報については、県の災害警戒本部及び災害対策本部へ報告するとともに、国（文化庁）へ速やかに報告し、関係市町村及び関係機関と

も情報共有を図る。

(被災した文化財の緊急的な保護対策)

県及び市町村は、文化財の被災状況の確認とともにさらなる被害の拡大が予想される被災文化財への緊急的な保護措置を実施する。

県は市町村に被災文化財の保護方法に関する助言を行うとともに、より専門的な対策方針についての助言を得るために専門家を紹介する。また、緊急的な保護措置に必要な資材が不足している場合には、県から一時的に資材の提供を行う。

(被災文化財の救出)

大規模災害の際には、地域に所在又は保管されている動産文化財も甚大な被害を受け、そのままの状態では被害の拡大や盗難の危険性が生じる。そのため、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨の際には、県は関係機関の協力を得ながら被害を受けた動産文化財を一時的に保護する文化財レスキュー事業を実施した。

今後も大規模災害が発生した際には、県は文化財防災センター、九州国立博物館等の関係機関と連携しながら、県内市町村や他県からの応援も得て実施体制を組み、速やかに被災文化財の救出を図る。

(自治体間での職員派遣)

災害発生時において被災自治体へ支援を行う場合、「中長期派遣」と短期の「災害応援」に分けられる。

中長期派遣は地方自治法 252 条の 17 に基づく派遣として位置付けられるもので、派遣元自治体から被災自治体（派遣先自治体）に職員を派遣し、職員は派遣先の身

表 6 災害時の主な自治体派遣の形態と特別交付税措置 令和 2 年 10 月現在

	中長期派遣	災害応援
支援・応援に係る費用負担	派遣先自治体 (地方自治法の規定により、費用は派遣先自治体が負担)	派遣元自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担)
特別交付税措置の財政措置の対象	派遣先自治体	派遣元自治体
特別交付税措置の対象経費	地方自治法に基づく職員派遣の受け入れに要した経費	災害対策基本法に基づく被災地域の応援に要した費用
備考 (派遣の根拠等)	・地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣（職員は派遣先の身分を有する） ・実際には期間の定めはなく短期での派遣も行われている。	・地方自治法に基づかない派遣 ・派遣の根拠は災害対策基本法や自治体間の協定・協議等、様々な形態がある。

※総務省説明会資料（「平成 28 年熊本地震に係る職員派遣について」平成 28 年 7 月 29 日、総務省自治行政局公務員部公務員課理事官）を参考に作成。

※自治体間の派遣形態については、本表に掲載されていない形態もある。

分も有して災害対応にあたる。この場合、派遣に係る費用は派遣先自治体が負担し後にその一部が特別交付税措置される。文化財派遣専門職員の人数等の調整は国（文化庁）及び県で行うため、県は災害発生時には速やかにその調整を行うこととする。短期の派遣は地方自治法に基づかない応援となり、災害対策基本法や自治体間の協定等に基づき相互に職員派遣の調整がなされるが、必要な場合には県も加わって調整を行う。

なお、災害発生直後にはこれらの調整や協定の締結が行われるいとまがなく緊急的な対応が必要となる場合も多いため、自治体による自主的な支援としての職員派遣が行われてきたが、今後の災害発生時により機動的に対処できるよう県は市町村とともに緊急時の支援の仕組みづくりに取り組んでいく。

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）】

（職員の派遣）

第 257 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。（以下、略）

3・4 （略）

【災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）】

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第 74 条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(災害予防等に要する費用の負担)

第 91 条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第 92 条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 (略)

(3) 復旧時の対応

(災害復旧方法の検討)

被災文化財は、できるだけ速やかに復旧工事や修理を行うことになるが、復旧工事等はその文化財の本質的価値を損なわないことが原則であり専門的な知識が必要となる。そのため、被災市町村や所有者等は文化庁や文化財関係の専門機関、大学や有識者等の助言を受けながら適切な復旧と修理の手法を検討し事業にあたる。県は、市町村や所有者等に対して復旧・修理方法を助言するとともに、専門的知見を有する関係機関や有識者等を紹介する。

平成 28 年熊本地震による被災古墳の復旧方法の検討においては、複数の市町村が類似した課題を有していたため、県が調整して合同での検討会を開催し業務の効率化と知見の共有による相乗効果をあげることができた。今後も県は同様の調整を行う。

(補助金の活用等)

指定等文化財が被災した場合には、復旧に国、県及び市町村の補助を活用することができる。県及び市町村は、国指定文化財については国（文化庁）に対して復旧内容を協議したうえで補助金申請業務を行うが、県は市町村に対して申請方法の助言ととりまとめを行うとともに、文化庁以外の民間団体や他省庁による支援策につ

いて情報提供を行う。市町村は所有者等に対して助言や申請書作成等の支援を行う。

また、県は収集した被害状況をもとに民間所有の文化財に対する支援策についても、財源や被害の程度に基づき可能な範囲でその支援策を検討する。

(埋蔵文化財発掘調査の支援)

災害からの対応が一定程度落ち着き始め各種インフラ工事及び災害公営住宅等の建設が計画される段階となると、復旧、復興工事に伴う埋蔵文化財の調査が必要となる場合がある。

県は、状況に応じて災害時復旧事業等に係る事務処理の弾力的な運用を検討するとともに、市町村からの依頼がある場合には予備調査や事前協議への協力を行う。

大規模災害が発生し被災市町村のみでは発掘調査の実施等の対応が困難な場合には、県は当該市町村への職員採用の助言を行いながら状況に応じて職員を派遣するとともに、県内の市町村及び他県からの支援職員の派遣についての調整を行う。

(情報発信)

県では、被災文化財について復旧方法や費用に関しての幅広い支援を受けるためにも、所有者等の理解を得て被害状況や被災文化財の復旧過程について発信する。なお、これらの情報は、災害が発生した際の参考となることから県内外にも広く発信する。

また、学校での出前授業、各所でのパネル展示、復旧途上や復旧後の見学等を通じて、県民が文化財を知る機会を増やし、文化財への理解を広げ次世代につなぐきっかけとする。市町村に対しても同様の取り組みを働きかけ、県と市町村が連携して進めていく。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

県内の文化財を「まもり」、「活かし」、「伝え」、人・組織を「育てる」ことによって、文化財が地域を「つなぎ」、文化財で人々を「つなぎ」、そして文化財を次世代に「つなぐ」ためには、行政の文化財担当部局だけでなく様々な組織が連携して文化財の保存・活用の取り組みを進めていく必要がある。

県の組織では、本庁組織である県教育庁教育総務局文化課のほか、出先機関である装飾古墳館や装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館、美術館が文化財の保存・活用を推進している。さらなる文化財の保存と活用の推進にあたっては、学校教育及び社会教育の面において、県教育庁において学校教育を所管する各課、社会教育施設である図書館、くまもと文学・歴史館等との連携がより必要となる。また、知事部局の文化・観光・地域振興・まちづくり・防災等の各担当部局と適切に連携していく。また、県文化財保護審議会や様々な文化財関連団体等とも連携しながら文化財の保存・活用の取り組みを推進する。

文化財主管課
<p>【教育庁教育総務局文化課】</p> <p>体制：総務班・文化財活用班・文化財調査班</p> <p>業務内容：文化財の保存・活用、埋蔵文化財の保護（連絡・調整、保存・活用）、学校教育や社会教育への文化財の活用、学校教育等における文化芸術の振興、銃砲刀剣類審査・登録事務、文化財保護等に係る表彰、文化財レスキュー・ドクター派遣事業、日本遺産、被災文化財復旧復興基金、熊本県文化財保護審議会、国・県補助金関係事務</p>
博物館、美術館等
<p>○教育委員会所管</p> <p>【装飾古墳館】</p> <p>装飾古墳に関する資料その他古代文化に関する資料の収集・保存・展示・調査研究・普及啓発</p> <p>【装飾古墳館分館 歴史公園鞠智城・温故創生館】</p> <p>鞠智城跡に関する資料その他古代文化に関する資料の収集・保存・展示及び専門的な調査研究、鞠智城跡に関する普及啓発、鞠智城跡の発掘調査及び整備</p> <p>【美術館】</p> <p>美術品その他美術に関する資料の収集・保管・展示・調査研究、県民の美術に</p>

関する創作・研究等を促進するために必要な事業の実施、美術品等の展示のための施設の提供

【くまもと文学・歴史館】

熊本ゆかりの文学及び熊本の歴史に関する資料の収集・保存・展示・調査研究、学校・社会教育施設と連携した教育普及活動

○知事部局所管（企画振興部）

【博物館ネットワークセンター】

県内の他の博物館等との連携体制の構築、自然・歴史等に関する資料の収集、収集した資料の整理保管・調査研究、調査研究の成果等に関する情報提供、県内の他の博物館等の活動の支援

文化財関係団体等

【熊本県文化財保護審議会】

文化財保護法第 190 条に基づく県教育委員会の諮問機関であり、文化財の保存・活用及び県指定文化財の指定等に関する重要事項について調査審議し、それらの事項について県教育委員会に建議を行う。20 人以内で組織される（令和 2 年度現在 16 人）。

【熊本県文化財保護指導委員】

県下を 30 地区に分け、文化財保護法第 191 条に基づく文化財保護指導委員を 30 名に委嘱している（令和 2 年度現在）。文化財保護指導委員は、各地区内の文化財の巡視点検のほか、所有者等に対する文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行っている。

【熊本県文化財保護協会】

文化財に関する相互の研鑽を深め、文化財保護思想の振興を図り、併せて文化財保護体制の強化に資することを目的に昭和 49 年（1974 年）に設立。機関誌「文化財情報」の発行のほか、文化財保護に係る研修会や講演会の実施、文化財保存に関する技術の研修等を実施している。

【熊本被災史料レスキューネットワーク】

平成 28 年熊本地震を契機に平成 28 年（2016 年）4 月に設立された組織。災害により貴重な歴史遺産が失われることを防ぐため、被災した家屋に残されている古文書等の救出活動等を行う。主に熊本県内の大学教員や博物館の学芸員等で構成される組織であり、事務局を熊本大学永青文庫研究センターに置く。

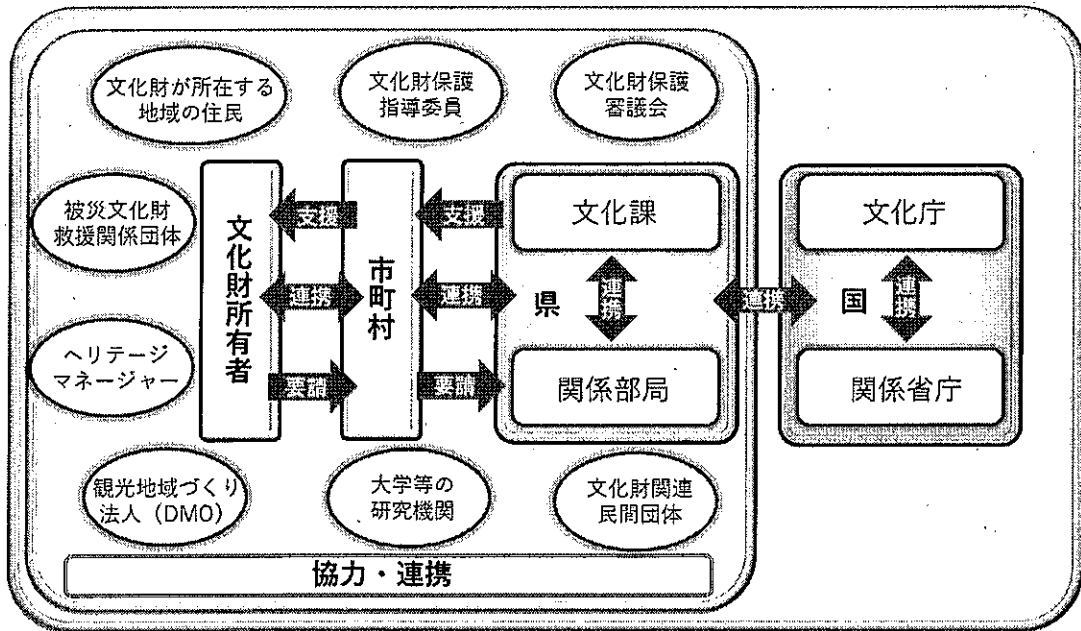


図12 文化財の保存・活用の推進体制図

【参考資料】

1. 県が過去に実施した広域にわたる文化財調査の報告書

類型	No	報告書名	シリーズ番号	刊行年	発行機関	調査期間
建造物	1	『熊本県の近世社寺建築』	熊本県文化財調査報告第85集	1986年	熊本県教育委員会	1983～1985年
	2	『熊本県未指定文化遺産調査Ⅰ－建造物編(建築物・眼鏡橋・石造物)－』	熊本県文化財調査報告第125集	1992年	熊本県教育委員会	1990～1991年
	3	『中世等文化遺産保護対策調査事業報告書』		1996年	熊本県教育委員会	1995～1996年
	4	『熊本県の近代化遺産』	熊本県文化財調査報告第182集	1999年	熊本県教育委員会	1997～1998年
	5	『人吉・球磨地方古社寺建造物調査報告書』	熊本県文化財調査報告第277集	2012年	熊本県教育委員会	2010～2011年
工芸品・古文書等	1	『熊本県古文書等所在確認調査』	熊本県文化財調査報告第33集	1979年	熊本県教育委員会	1977～1978年
	2	『県内主要寺院歴史資料調査報告書(一)(城北地区)資料編・図版編』		1982年	熊本県立美術館	1981年
	3	『県内主要寺院歴史資料調査報告書(二)(熊本市～城南地区)資料編・図版編』		1983年	熊本県立美術館	1982年
	4	『県内主要寺院歴史資料調査報告書(三)(人吉・球磨・芦北・水俣地区)資料編・図版編』		1984年	熊本県立美術館	1983年
	5	『平成8・9年度 熊本県古文書等所在確認調査概要報告書』		1999年	熊本県立図書館	1996～1997年
	6	『熊本県内神社関係歴史資料調査報告書資料編・図版編』		2002年	熊本県立美術館	1999～2001年
	7	『阿蘇高千穂地域歴史資料調査報告書』		2008年	熊本県立美術館	2004～2007年
史跡等	1	『熊本県の条里』	熊本県文化財調査報告第25集	1977年	熊本県教育委員会	1975～1976年
	2	『熊本県の中世城跡』	熊本県文化財調査報告第30集	1978年	熊本県教育委員会	1975～1977年
	3	『菊池川流域文化財調査報告書』	熊本県文化財調査報告第31集	1978年	熊本県教育委員会	1975～1977年
	4	『生産遺跡基本調査報告書1』	熊本県文化財調査報告第38集	1979年	熊本県教育委員会	1978年
	5	『生産遺跡基本調査報告書2』	熊本県文化財調査報告第48集	1980年	熊本県教育委員会	1979年
	6	『熊本県装飾古墳総合調査報告書』	熊本県文化財調査報告第68集	1984年	熊本県教育委員会	1973～1974年 1981～1983年
	7	『熊本県旧石器時代調査報告書』	熊本県文化財調査報告第81集	1986年	熊本県教育委員会	1984～1985年
	8	『熊本県歴史の道調査－豊後街道－』	熊本県文化財調査報告第54集	1982年	熊本県教育委員会	1981年
	9	『熊本県歴史の道調査－豊前街道－』	熊本県文化財調査報告第60集	1983年	熊本県教育委員会	1982年
	10	『熊本県歴史の道調査－天草路－』	熊本県文化財調査報告第66集	1984年	熊本県教育委員会	1983年
	11	『熊本県歴史の道調査－人吉街道－』	熊本県文化財調査報告第66集	1984年	熊本県教育委員会	1983年
	12	『熊本県歴史の道調査－菊池川水運－』	熊本県文化財調査報告第91集	1987年	熊本県教育委員会	1986年
	13	『熊本県歴史の道調査－球磨川水運－』	熊本県文化財調査報告第99集	1988年	熊本県教育委員会	1987年
	14	『熊本県歴史の道調査－緑川水運－』	熊本県文化財調査報告第107集	1989年	熊本県教育委員会	1988年
	15	『八代海周辺の装飾古墳－発生と展開－』	熊本県文化財調査報告第337集	2020年	熊本県教育委員会	2012～2020年
民俗	1	『熊本県文化財調査報告－熊本県民俗資料調査報告書－』	熊本県文化財調査報告第7集	1966年	熊本県教育委員会	1964～1965年
	2	『熊本県の民俗地図』	熊本県文化財調査報告第24集	1977年	熊本県教育委員会	1975～1976年
	3	『熊本県の諸職』	熊本県文化財調査報告第72集	1985年	熊本県教育委員会	1983～1984年
	4	『熊本県の民俗芸能』		1985年	熊本県教育委員会	1984～1985年
	5	『熊本県の民謡』	熊本県文化財調査報告第97集	1988年	熊本県教育委員会	1986～1987年
	6	『くまもとの民俗芸能』	熊本県文化財調査報告第120集	1991年	熊本県教育委員会	1989～1990年
	7	『熊本県未指定文化遺産調査Ⅲ－民俗編(祭り・行事)－』	熊本県文化財調査報告第147集	1994年	熊本県教育委員会	1990～1994年

2. 県内指定等文化財数一覧表

指定等文化財数一覧表

令和2年（2020年）5月1日現在

区分		国	県	市町村	計
有形文化財	建造物	30	46	537	613
	絵画	2	12	35	49
	彫刻	12	54	244	310
	工芸	8	59	153	220
	書跡	4	31	53	88
	典籍	0	0	3	3
	古文書	9	3	102	114
	考古資料	5	14	82	101
	歴史資料	2	5	78	85
	小計	72	224	1287	1583
無形文化財	芸能	1	3	6	10
	工芸技術	0	1	0	1
	小計	1	4	6	11
民俗文化財	有形民俗文化財	1	8	39	48
	無形民俗文化財	4	36	235	275
	小計	5	44	274	323
記念物	史跡	42	80	551	673
	名勝	10	3	30	43
	天然記念物	25	36	248	309
	小計	77	119	829	1025
文化的景観		10	0	0	10
伝統的建造物群保存地区		0	0	0	0
文化財保存技術		0	0	0	0
合計		165	391	2396	2952

※国・無形文化財は総合指定（能楽・日本能楽協会・東京）1件を含んだ数字。

登録・選択等文化財数一覧表

区分	国	県	市町村	計
登録文化財	174	0	51	225
選択無形文化財	1	0	0	1
選択無形民俗文化財	12	0	2	14
重要美術品	12	0	0	12
環境保全地区	0	0	4	4

備考

重要美術品（昭和8年施行の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定されたもの）
環境保全地区（指定文化財の環境を保護するために設定された地域）

3. 熊本県文化財保存活用大綱検討委員会設置要綱

熊本県文化財保存活用大綱検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の2の規定に基づき策定する熊本県文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)について意見を聴くため、熊本県文化財保存活用大綱検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

3 委員会には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

4 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、就任の日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

2 前項の規定によることが困難である場合は、前項に定める期間の範囲内で別に定めることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議の公開・非公開は委員会で決定する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するために、熊本県教育庁教育総務局文化課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年(2019年)7月4日から施行する。

